

文化財の保護に関する事務の知事部局移管に伴う 教育委員会規則等の制定・改廃について

平成31年3月
企画管理室

1 概要

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行（平成31年4月1日）に伴い、文化財保存課、文化財保存事務所及び奈良県立橿原考古学研究所（附属博物館を除く。）が知事部局に移管となることから、関係する規則及び規程の整備を行うもの。

2 改正等の内容及び対象規則等

（1）改正等の内容

| 規則等名称 | 区分 | 主な内容（文化財関係のみ） |
|-------------------------------------|------|------------------------------------|
| 1 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則 | 改正 | 文化財保存課、文化財保存事務所の削除 |
| 奈良県教育委員会事務局の職の設置に関する規則 | 改正 | 文化財保存事務所のみに設置されている職の削除 |
| 奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則 | 改正 | 文化財保存事務所のみに設置されている職の削除 |
| 奈良県文化財保護条例施行規則 | 廃止 | 廃止（知事部局で再制定） |
| 奈良県出土文化財管理規則 | 廃止 | 廃止（知事部局で再制定） |
| 古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則 | 廃止 | 廃止（知事部局で再制定） |
| 奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則 | 廃止 | 廃止（知事部局で再制定） |
| 奈良県文化財保護体系推進会議設置規則 | 廃止 | 廃止（知事部局で再制定） |
| 2 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則 | 改正 | 教育委員会の議決事項から「文化財に関する事項」を削除 |
| 3 奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程 | 改正 | 文化財保存事務所の移管に伴い、専決権者から「所長」を削除 |
| 4 奈良県教育委員会法令審査会規程 | 改正 | 文化財保存事務所の移管に伴い、審査会の委員から「所長補佐」を削除 |
| 5 奈良県教育委員会事務決裁規程 | 改正 | 文化財保存事務所及び橿原考古学研究所の移管に伴う定義規定の整備 |
| 6 奈良県教育財産管理規則 | 改正 | 橿原考古学研究所の移管に伴う附属博物館の管理者の変更 |
| 7 奈良県教育委員会所属職員服務規程 | 改正 | 橿原考古学研究所の移管に伴う「教育機関」の定義の変更 |
| 8 奈良県教育委員会選奨規程 | 改正 | 選奨基準から「文化財の保護」を削除 |
| 9 学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程 | 改正 | 橿原考古学研究所の移管に伴う「教育機関」の定義の変更 |
| 10 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則 | 改正 | 附属博物館のみの管理運営規則への変更（規則名変更あり） |
| 11 奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則 | 新規制定 | 附属博物館の管理運営及び財産管理に関する事務を地域振興部長に委任する |
| 12 奈良県教育委員会行政文書管理規程 | 改正 | 文化財保存課、文化財保存事務所の削除 |
| 13 奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程 | 改正 | 文化財保存事務所の移管に伴う諸規定の整備 |

（2）施行日

- ・規則等の制定及び改正：平成31年4月1日
- ・規則等の廃止 : 平成31年3月31日

以上

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則 | 教育委員会事務局の組織の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。 | <p>1 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正 (1) 教育振興大綱推進課の課及び係の改称を行う。 (2) 文化財の保護に関する事務を知事部局に移管することに伴い、文化財保存課及び文化財保存事務所を削除する。 (第1条関係)</p> <p>2 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正 (1) 専門技術員の職を廃止する。 (2) 文化財保存事務所に置く所長、所長補佐、工事監督及び出張所主任の職を廃止する。 (第2条関係)</p> <p>3 奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部改正 文化財保存事務所の知事部局移管に伴い、所長、所長補佐、工事監督及び出張所主任を職制上の段階から削除する。 (第3条関係)</p> <p>3 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日等 (1) 平成31年4月1日から施行する。 (2) 以下の規則を廃止する。 ① 奈良県文化財保護条例施行規則 ② 奈良県出土文化財管理規則</p> |

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| | | |
| | | |
| ③ 古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則 | | |
| ④ 奈良県立飛鳥跡苑池管理運営規則 | | |
| ⑤ 奈良県文化財保護体系推進会議設置規則 (改正附則関係) | | |

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

第一条第二項を削る。

「第二章 本庁の組織及び事務分掌」を削る。

第三条の見出し中「本庁の」を削り、同条中「本庁」を「事務局」に、「室及び所」を「及び室」に改め、同条の表教育振興大綱推進課の項を次のように改める。

| | |
|-------------|---------|
| 教育政策推進 課 | 教育政策推進係 |
|-------------|---------|

第二条の表文化財保存課の項及び文化財保存事務所の項を削る。

第四条の見出し中「本庁の」を削り、同条中「本庁の各課、室及び所」を「各課及び室」に改め、同条企画管理室の項第十二号中「室及び所」を「及び室」に改め、同条教育振興大綱推進課の項中「教育振興大綱推進課」を「教育政策推進課」に改め、同条文化財保存課の項及び文化財保存事務所の項を削る。

「第二章 出先機関の組織及び事務分掌」を削る。

第五条及び第六条を削る。

別表を削る。

（奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「課に」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条の七を次のように改める。

第七条の七 削除

第九条から第十二条までを次のように改める。

第九条から第十二条まで 削除

(奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第二条 奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項中「職、」を「職及び」に改め、「及び同条第四項第一号に規定する所長」を削り、同表三の項中「、同条第四項第二号に規定する所長補佐及び同条第六項」を「及び同条第四項」に、「昭和五十六年奈良県教育委員会規則第七号」を「昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号」に改め、同表四の項中「第二条第一項第十号から第十四号まで」を「第二条第一項第十号から第十三号まで」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「同項第十七号」を「及び同項第十六号」に改め、「同条第四項第二号に規定する工事監督及び同条第五項に規定する出張所主任」を削り、同表五の項中「第二条第一項第十五号」を「第二条第一項第十四号」に、「同項第十八号から第二十一号まで」を「同項第十七号から第二十号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(奈良県文化財保護条例施行規則の廃止)

2 奈良県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年三月奈良県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

(古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則の廃止)

3 古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則(平成十二年三月奈良県教育委員会規則第十九号)は、廃止する。

(奈良県出土文化財管理規則の廃止)

4 奈良県出土文化財管理規則(平成十四年三月奈良県教育委員会規則第二十号)は、廃止する。

(奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則の廃止)

5 奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則(平成二十八年四月奈良県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

(奈良県文化財保護体系推進会議設置規則の廃止)

6 奈良県文化財保護体系推進会議設置規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

八号) は、廃止する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正（第一条関係）

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------------------|----|----|---------|---------|---|---|----|----|----------|-----------|-----------|-----|--------|-----------------------|
| <p>（事務局の設置）</p> <p>第一条 略</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th><th>課名</th><th>係名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進課</td><td>教育政策推進課</td><td>教育政策推進係</td></tr> </tbody> </table> <p>（事務分掌）</p> <p>第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、</p> | 略 | 課名 | 係名 | 進課 | 教育政策推進課 | 教育政策推進係 | <p>第一章 総則</p> <p>（事務局の設置）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 事務局は、本庁及び出先機関をもつて組織する。</p> <p>第一章 本庁の組織及び事務分掌</p> <p>（本庁の組織）</p> <p>第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th><th>課名</th><th>係名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保存事務所</td><td>教育振興大綱推進課</td><td>教育振興大綱推進係</td></tr> <tr> <td>事業係</td><td>文化財保存課</td><td>総務企画係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係</td></tr> </tbody> </table> <p>（本庁の事務分掌）</p> <p>第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項がある</p> | 略 | 課名 | 係名 | 文化財保存事務所 | 教育振興大綱推進課 | 教育振興大綱推進係 | 事業係 | 文化財保存課 | 総務企画係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係 |
| 略 | 課名 | 係名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 進課 | 教育政策推進課 | 教育政策推進係 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 課名 | 係名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化財保存事務所 | 教育振興大綱推進課 | 教育振興大綱推進係 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業係 | 文化財保存課 | 総務企画係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係 | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 教育長が定める。 企画管理室 一〇十二 略 十三 その他他の課及び室の所掌に属しないこと。 教育政策推進課 一〇三 略 | ときは、教育長が定める。 企画管理室 一〇十二 略 十三 その他他の課、室及び所の所掌に属しないこと。 教育振興大綱推進課 一〇三 略 一 文化財保存課 二 文化財の保存及び活用に係る企画調整に 関すること。 三 有形文化財（文化財保存事務所の所管に 属することを除く。）に関すること。 四 無形文化財に関すること。 五 民俗文化財に関すること。 六 埋蔵文化財に関すること。 七 史跡名勝天然記念物に関すること。 八 伝統的建造物群保存地区に関すること。 九 文化財の保存技術の保護に関すること。 十 奈良県指定文化財に関すること。 十一 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承 認に関すること。 十二 その他文化財の保存及び活用に関する こと。 文化財保存事務所 一 文化財等の修理等の受託に関すること。 二 出張所に関すること。 |
| | 第三章 出先機関の組織及び事務分掌 |
| | （出先機関の組織） |
| 第五条 出先機関として、文化財保存事務所の 出張所を置く。 | 2 出先機関の名称及び位置は、別表のとおり とする。 （出先機関の事務分掌） |

改 正 案

現 行

第六条 出先機関の分掌事務は次のとおりとする。

文化財保存事務所の出張所

担当する文化財の修理等に関すること。

別表

| 名称 | 位置 |
|------------------------|-----|
| 奈良県文化財保存事務所葵 師寺出張所 | 奈良市 |
| 奈良県文化財保存事務所唐 招提寺出張所 | 奈良市 |
| 奈良県文化財保存事務所称 念寺出張所 | 橿原市 |
| 奈良県文化財保存事務所當 麻寺出張所 | 葛城市 |
| 奈良県文化財保存事務所法 隆寺出張所 | 斑鳩町 |

二 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正（第二条関係）

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|--|--|---|--|
| (設置する職員の職) | | (設置する職員の職) | |
| 第一条 法令に特別の定めるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。 | | 第二条 法令に特別の定めるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。 | |
| 一 十一 略 | | 一 十一 略 | |
| 十二 十二 略 | | 十二 専門技術員 | |
| 2 略 | | 十三 十三 略 | |
| 3 事務局には前二項に定めるものほか、参考又は付を置くことがある。 | | 事務局には前二項に定めるものほか、課に参考又は付を置くことがある。 | |
| 4 事務局には、前三項に定めるものほか、教育行政相談員を置く。 | | 4 事務局には、前三項に定めるものほか、文化財保存事務所に左の職員を置く。 一 所長 | |
| 第七条の七 削除 | | 5 二 所長補佐 | |
| 第九条から第十三条まで 削除 | | 三 工事監督 | |
| | | 4 事務局には、前各項に定めるものほか、文化財保存事務所の出張所に出張所主任を置く。 | |
| | | 5 事務局には、前各項に定めるものほか、文化財保存事務所の出張所に出張所主任を置く。 | |
| | | 6 事務局には、前各項に定めるものほか、教育行政相談員を置く。 | |
| | | (専門技術員の職) | |
| | | 第七条の七 専門技術員は、技術職員をもつてこれに充てる。 | |
| | | 2 専門技術員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。 | |
| | | (所長の職) | |
| | | 第十条 所長は、事務職員または技術職員のうちからこれを命ずる。 | |
| | | 2 所長は、上司の命を受け所務を処理する。 | |
| | | (所長補佐の職) | |
| | | 第十二条 所長補佐は、事務職員または技術職員 | |

改 正 案

現 行

員のうちからこれを命ずる。
所長補佐は、所長を補佐し、その命をうけて事務を処理する。

(工事監督の職)

第十二条 工事監督は、事務職員または技術職員のうちからこれを命ずる。

2 工事監督は、上司の命を受け工事を監督する。

(出張所主任の職)

第十三条 出張所主任は、技術職員のうちからこれを命ずる。

2 出張所主任は、当該出張所の所員を指揮監督し、その所務を処理する。

三 奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部改正（第三条関係）

| 改 正 案 | | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|-------|-----|--|--|---|---|---|--|--|--------|-------|-----|--|--|---|---|---|
| (職務に係る標準的な職) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> | | <p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 職制上の段階 | 標準的な職 | 一 略 | | 二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階 | 略 | 三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職、同条第三項に規定する参与及び同条第四項第一号に規定する所長並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職、同条第四項第二号に規定する所長補佐及</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 職制上の段階 | 標準的な職 | 一 略 | | 二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職、同条第三項に規定する参与及び同条第四項第一号に規定する所長並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階 | 略 | 三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職、同条第四項第二号に規定する所長補佐及 | 略 |
| 職制上の段階 | 標準的な職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職制上の段階 | 標準的な職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職、同条第三項に規定する参与及び同条第四項第一号に規定する所長並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職、同条第四項第二号に規定する所長補佐及 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|---|
| 四 規則第二条第一項第十号から第十三号までに規定する職、同項第十五号に規定する保健主査及び同項第十六号に規定する管理主事並びに研究所規則第四条第一項第七号から第九号までに規定する職並びに社会教育センタ | 並びに研究所規則第四条第一項第四号から第六号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センタ規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センタ管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センタ規則」という。）第二条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舎規則」という。）第三条第一号に規定する寮長の属する職制上の段階 | び同条第六項に規定する教育行政相談員並びに研究所規則第四条第一項第四号から第六号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センタ規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センタ管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センタ規則」という。）第一条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舎規則」という。）第三条第一号に規定する寮長の属する職制上の段階 |
| 四 規則第二条第一項第十号から第十四号までに規定する職、同項第十六号に規定する保健主査、同項第十七号に規定する管理主事、同条第四項第三号に規定する工事監督及び同条第五項に規定する出張所主任並びに研究所 | 略 | 略 |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>規則第三条第一項第三号に規定する係長及び同項第四号に規定する主任主査並びに史料センタ規則第二条第一項第二号に規定する係長及び同項第三号に規定する主任主査の属する職制上の段階</p> <p>五 規則第二条第一項第十号に規定する主査及び同項第十七号から第二十号までに規定する職並びに研究所規則第四条第一項第十号から第十二号までに規定する職並びに社会教育センタ規則第三条第一項第五号から第十号までに規定する職並びに史料センタ規則第二条第一項第四号から第七号までに規定する職並びに寄宿舎規則第三条第二号に規定する舍監の属する職制上の段階</p> | <p>規則第四条第一項第七号から第九号までに規定する職並びに社会教育センタ規則第三条第一項第三号に規定する係長及び同項第四号に規定する主任主査並びに史料センタ規則第二条第一項第二号に規定する係長及び同項第三号に規定する主任主査の属する職制上の段階</p> <p>五 規則第一条第一項第十号に規定する主査及び同項第十八号から第二十一号までに規定する職並びに研究所規則第四条第一項第十号から第十二号までに規定する職並びに社会教育センタ規則第三条第一項第五号から第十号までに規定する職並びに史料センタ規則第二条第一項第四号から第七号までに規定する職並びに寄宿舎規則第三条第二号に規定する舍監の属する職制上の段階</p> |
| | |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|---|---|--|
| 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則 | <p>奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとすることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 教育委員会の議決事項文化財に関する事項を削除する。 (第2条関係)</p> <p>2 教育長への委任、臨時代理又は専決に関する規定平成20年改正時の技術的修正を行う。 (第4条関係)</p> <p>3 その他 その他所要の規定の整備を行う。 4 施行期日 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部
を改正する規則（案）

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十九年八月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第二十三号を二号ずつ繰り上げ、同項第二十四号中「（第十八号に掲げる指定を除く。）」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第二十五号を同項第二十三号とし、同項第二十六号を同項第二十四号とする。

第四条第一項中「（ただし、法律第二十五条第一項各号に規定するものを除く。）」を削り、「委任し」を「委任し、」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、法第二十五条第一項各号に掲げる事務については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則
 (案) 新旧対照表

| | 改 正 案 | 現 行 |
|------|--|---|
| | (権限委任) | (権限委任) |
| | 第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 | 第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 |
| | 一「十六 略 | 一「十六 略 |
| | 十七「二十一 略 | 十七「二十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)施行上特に重要な事項の決定 |
| | 二十二 法令又は条例若しくは規則に基づく登録、免許及び指定 | 二十三 法令又は条例若しくは規則に基づく登録、免許及び指定(第十八号に掲げる規定を除く。) |
| 2 | 二十三及び二十四 略 | 二十五及び二十六 略 |
| | 第四条 委員会は、その議決に基き第二条第一項各号に掲げる事務につき教育長に委任し、教育長をして臨時に代理させ、又は専決させることができる。ただし、法第二十五条第二項各号に掲げる事務については、この限りでない。 | 第四条 委員会は、その議決に基き第二条第一項各号に掲げる事務(ただし、法律第二十五条第二項各号に規定するものを除く。)につき教育長に委任し教育長をして臨時に代理させ、又は専決させることができる。 |
| 2及び3 | 略 | 2及び3 略 |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------------------|--|---|
| 奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部改正 | <p>奈良県教育委員会の職務の権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとすることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 教育長等の専決事項 (1) 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改正に伴う技術的修正 (2) 文化財保存事務所の知事部局移管に伴い、個人情報の保護及び行政文書の回答に関する事項の専決権者から所長を削除する。 (第2条関係)</p> <p>2 その他 その他の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> |

奈良県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十二年七月奈良県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

第二条第一項中「第二条の各号に規定する」を「第二条第一項各号に掲げる」に改め、同項第二号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に改め、同項第三号中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に改め、同項第四号中「第二条第十九号」を「第二条第一項第十七号」に改め、同項第五号中「第二条第二十二号から第二十五号まで」を「第二条第一項第二十号から第二十二号まで」に改め、同條第二項中「第二条第二十五号」を「第二条第一項第二十三号」に、「課長、」を「課長及び」に改め、「及び同條第四項第一号に規定する所長」を削る。

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(専決事項)</p> <p>第二条 委員会は、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 規則第二条第一項第一号に掲げる事項のうち規程の制定改廃（ただし、軽易なものに限る。）</p> <p>二 規則第二条第一項第八号に掲げる事項のうち事務局の課長補佐と同等以上の職にある者以外のものの任免、分限、懲戒処分</p> <p>三 規則第二条第一項第九号に掲げる事項のうち奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）第五条第二項の規定による学校運営協議会の委員の委嘱及び同規則第十四条第一項の規定による学校運営協議会の委員の解嘱</p> <p>四 規則第二条第一項第十七号に掲げる教育委員会表彰に関する事項（ただし、軽易なものに限る。）</p> <p>五 規則第二条第一項第二十号から第二十三号までに掲げる事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則第二条第一項第二十三号に掲げる個人情報の保護及び行政文書の開示等に関する事項（審査請求に関することを除く。）については、事務局にあつては奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）第二条第一項第二号に規定する課長及び同項第三号に規定する室長に、学校その他の教育機関にあつてはその長にそれぞれ専決させるものとする。</p> | <p>(専決事項)</p> <p>第二条 委員会は、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第二条の各号に規定する事務のうち次の各号に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 規則第一条第一号に掲げる事項のうち規程の制定改廃（ただし、軽易なものに限る。）</p> <p>二 規則第二条第八号に掲げる事項のうち事務局の課長補佐と同等以上の職にある者以外のものの任免、分限、懲戒処分</p> <p>三 規則第二条第九号に掲げる事項のうち奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）第五条第二項の規定による学校運営協議会の委員の委嘱及び同規則第十四条第一項の規定による学校運営協議会の委員の解嘱</p> <p>四 規則第二条第十九号に掲げる教育委員会表彰に関する事項（ただし、軽易なものに限る。）</p> <p>五 規則第二条第二十一号から第二十五号までに掲げる事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則第二条第一十五号に掲げる個人情報の保護及び行政文書の開示等に関する事項（審査請求に関することを除く。）については、事務局にあつては奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）第二条第一項第二号に規定する課長、同項第三号に規定する室長及び同条第四項第一号に規定する所長に、学校その他の教育機関にあつてはその長にそれぞれ</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|-------------|-------------|
| | 専決させるものとする。 |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|----------------------|---|--|
| 奈良県教育委員会法令審査会規程の一部改正 | <p>奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとなることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 委員の見直し 文化財保存事務所の知事部局移管に伴い、所長補佐を委員から削除する。</p> <p>(第3条関係)</p> <p>2 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> |

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

事務局一般

奈良県教育委員会法令審査会規程（昭和二十年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第
一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第三条第二項中「所長補佐」を「室長補佐」に改める。

第六条中「所長」を「室長」に改める。

第九条中「所」を「室」に改める。

奈良県教育委員会法令審査会規程の一部改正（案）新旧対照表

| | 改 正 案 | 現 行 |
|---------------|--|--|
| 第三条 略 （組織） | 2 委員は、各課の課長補佐及び室長補佐並びに法令事務経験者のうちから教育長が指名する者をもつて充てる。 | 2 委員は、各課の課長補佐及び所長補佐並びに法令事務経験者のうちから教育長が指名する者をもつて充てる。 |
| （審査手続） | 第六条 審査会の審査に付そうとする議案は、主務課長及び関係課長（室長を含む。以下同じ。）の回議を済ませた後、議案にその写十五部を添え、会議の日前五日までに、企画管理室に送付しなければならない。 | 第六条 審査会の審査に付そうとする議案は、主務課長及び関係課長（所長を含む。以下同じ。）の回議を済ませた後、議案にその写十五部を添え、会議の日前五日までに、企画管理室に送付しなければならない。 |
| （同前） | 第九条 審査会において、審査決定した事項は、回議案に、委員の認印を押した別記様式の符箋を添付し意見を付して主務課（室を含む。）に回付する。 | 第九条 審査会において、審査決定した事項は、回議案に、委員の認印を押した別記様式の符箋を添付し意見を付して主務課（所を含む。）に回付する。 |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|---------------------|---|--|
| 奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正 | <p>奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとなることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 定義の見直し (1) 文化財保存事務所の知事部局移管に伴う所長及び所長補佐の職の廃止に伴う規定の整備 (2) 奈良県立橿原考古学研究所（附属博物館を除く。）の知事部局移管に伴う規定の整備 (第2条関係)</p> <p>2 その他 その他の所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> |

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第
五号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

第二条第四号中「、同条同項第二号」を「及び同項第二号」に改め、「及び同条第四
項第一号に規定する所長」を削り、同条第六号中「樞原考古学研究所」を「樞原考古学
研究所附属博物館」に改め、同条第七号中「同条第四項第二号」を「同項第七号」に、
「所長補佐」を「室長補佐」に改める。

第五条第一項及び第六条中「（室長の処理する事務に係る事項にあつては、当該室長
）」を削る。

第七条中「（室長の専決事項に係るものを除く。）」を削る。

奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 ～ 三 略</p> <p>四 課長等 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第二条第一項第二号に規定する課長及び同項第三号に規定する室長をいう。</p> <p>五 略</p> <p>六 教育機関の長 学校及び樞原考古学研究所附属博物館以外の教育機関の長をいう。</p> <p>七 課長補佐等 規則第二条第一項第六号に規定する課長補佐及び同項第七号に規定する室長補佐をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 教育長、理事及び教育次長が不在のときは、特に重要なものを除き、主務課長等がその事務を代決することができる。</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 ～ 三 略</p> <p>四 課長等 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第二条第一項第二号に規定する課長、同条同項第三号に規定する室長及び同条第四項第一号に規定する所長をいう。</p> <p>五 略</p> <p>六 教育機関の長 学校及び樞原考古学研究所以外の教育機関の長をいう。</p> <p>七 課長補佐等 規則第二条第一項第六号に規定する課長補佐及び同条第四項第二号に規定する所長補佐をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 教育長、理事及び教育次長が不在のときは、特に重要なものを除き、主務課長等（室長）の処理する事務に係る事項にあつては、当該室長がその事務を代決することができる。</p> |
| <p>第六条 理事又は教育次長が不在のときは、主務課長等がその事務を代決することができる。</p> | <p>第六条 理事又は教育次長が不在のときは、主務課長等（室長の処理する事務に係る事項にあつては、当該室長）がその事務を代決することができる。</p> |
| <p>第七条 課長等が不在のときは、課長補佐等がその事務を代決することができる。</p> | <p>第七条 課長等が不在のときは、課長補佐等がその事務（室長の専決事項に係るもの）を除く。)を代決することができる。</p> |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|---------------------------|---|--|
| 奈良県教育財産管理規則 の一部を改正する規則 | <p>奈良県教育委員会の職務 権限に属する事務の管理及 び執行の特例に関する条例 の改正により、文化財の保 護に関する事務を知事が管 理し、及び執行することと することになったこと等に 伴い、所要の改正をしよう とするものである。</p> | <p>1 教育財産の管理</p> <p>(1) 奈良県立橿原考古学研究所の知事部局移管に伴い、橿原考古学研究所長が奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の財産の管理を行う規定を削除する。</p> <p>(2) 教育長が必要と認める場合は、当該学校その他の教育機関の用に供する教育財産の管理に関する事務について、教育長が指定する者が行うものとする規定を設ける。</p> <p>(第2条関係)</p> <p>2 施行期日 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県教育財産管理規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育財産管理規則（昭和三十九年六月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の用に供する財産の管理に関する事務は、奈良県立橿原考古学研究所長」を「教育長が必要と認める場合は、学校その他の教育機関の用に供する教育財産の管理に関する事務は、教育長が指定する者」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県教育財産管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| 2 第二条 略 （管理） | 2 第二条 略 （管理） |
| 3 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、学校その他の教育機関の用に供する教育財産の管理に関する事務は、教育長が指定する者が行うものとする。 | 3 前項の規定にかかわらず、奈良県立樞原考古学研究所附属博物館の用に供する財産の管理に関する事務は、奈良県立樞原考古学研究所長が行うものとする。 |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|-----------------------|---|---|
| 奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正 | <p>奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとなることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 適用範囲の見直し 樞原考古学研究所の知事部局移管に伴う教育機関の定義の見直し (第1条関係)</p> <p>2 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> |

奈良県教育委員会教育長訓令第 1 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所屬職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

第二条中「樞原考古学研究所」を「樞原考古学研究所附属博物館」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三条第一号中「平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。」を「平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号」に、「課、室及び所並びに規則第五条に規定する室」を「課及び室」に改める。

奈良県教育委員会所屬職員服務規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(適用範囲)</p> <p>第二条 この規程は、教育委員会事務局及び教育機関（学校及び樞原考古学研究所附属博物館を除く。）に勤務する一般職に属する全ての職員（以下「職員」という。）に適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 課等 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年二月奈良県教育委員会規則第十号）第三条に規定する課及び室をいう。</p> <p>二) 八 略</p> | <p>(適用範囲)</p> <p>第二条 この規程は、教育委員会事務局及び教育機関（学校及び権原考古学研究所を除く。）に勤務する一般職に属するすべての職員（以下「職員」という。）に適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 課等 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成十八年二月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。）第三条に規定する課、室及び所並びに規則第五条に規定する室をいう。</p> <p>二) 八 略</p> |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------|---|--|
| 奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則 | <p>奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとなることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 教育委員会選奨の基準等の見直し選奨の基準から「文化財の保護」に関するものを削除する。 (第2条関係)</p> <p>2 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会と」を「「教育委員会」と」に、「は」を「は、」に、「学術、文化」を「若しくは学術」に、「含み以下教育」を「含み、以下「教育」」に、「もの、若しくは関係あるもの」を「者又は当該事務に関係のある者」に改める。

第二条第一項中「左」を「次」に、「もの若干名」を「者若干名」に改め、同項第一号中「もので」を「者で」に、同項第二号から第四号までの規定中「もの」を「者」に、同項第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は文化財の保護」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第六号中「社会教育、」を「社会教育又は」に改め、「又は文化財の保護」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第七号中「もの（」を「者（」に、「。）」を「。）で」に改める。

第八条中「永く」を「、奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号）に基づき」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第一条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管に属する教育若しくは学術（体育レクリエーションを含み、以下「教育」という。）の事務に従事する者又は当該事務に関係のある者（団体を含む。）について本規程の定めるところによりこれを選奨する。</p> <p>(選奨の基準)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に定める基準に該当する者若干名を選奨者選考委員会の議に基いてこれを選奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校の教育職員又は教育職員であつた者で教育振興に尽瘁しその成績特に顕著なもの 二 学校公民館図書館等の施設の完整について尽瘁しその成績特に顕著な者 三 学校公民館図書館等の運営協力について尽瘁しその成績特に顕著な者 四 市町村の教育事務に尽瘁しその成績特に顕著な者 五 社会教育又は保健体育の振興に尽瘁しその成績特に顕著な者 六 社会教育又は保健体育に關係のある団体でその成績特に顕著な者 七 事務局及び学校その他の教育機関の職員又は職員であつた者（教育職員を除く。）でその成績顕著なもの <p>2 略</p> <p>(選奨録)</p> <p>第八条 被選奨者の事績は、その概要を選奨録に記録し、奈良県教育委員会行政文書管理規</p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管に属する教育、学術、文化（体育レクリエーションを含み以下「教育」という。）の事務に従事するもの、若しくは関係あるもの（団体を含む。）について本規程の定めるところによりこれを選奨する。</p> <p>(選奨の基準)</p> <p>第二条 教育委員会は、左の各号に定める基準に該当するものの若干名を選奨者選考委員会の議に基いてこれを選奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校の教育職員又は教育職員であつたもので教育振興に尽瘁しその成績特に顕著なもの 二 学校公民館図書館等の施設の完整について尽瘁しその成績特に顕著なもの 三 学校公民館図書館等の運営協力について尽瘁しその成績特に顕著なもの 四 市町村の教育事務に尽瘁しその成績特に顕著なもの 五 社会教育若しくは保健体育の振興又は文化財の保護に尽瘁しその成績特に顕著なもの 六 社会教育、保健体育又は文化財の保護に關係のある団体でその成績特に顕著なもの 七 事務局及び学校その他の教育機関の職員又は職員であつたもの（教育職員を除く。）でその成績顕著なもの <p>2 略</p> <p>(選奨録)</p> <p>第八条 被選奨者の事績は、その概要を選奨録に記録し永く教育委員会に保存しなければな</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--------|
| <p>則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十一号）に基づき教育委員会に保存しなければならない。</p> | |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|---------------------------------------|---|---|
| 学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正 | <p>奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとすることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 教育委員会事務局の組織の見直し 桧原考古学研究所の知事部局移管に伴う教育機関の定義の見直し (第1条関係)</p> <p>2 教育委員会事務局における職の廃止 平成28年4月の「奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則」の改正により職が廃止された技能員、保安員及び業務員の記載を削除する。 (第2条関係)</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> |

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

第一条中「樞原考古学研究所」を「樞原考古学研究所附属博物館」に改める。

第二条中「、技術職員、技能員、保安員及び業務員」を「及び技術職員」に改める。

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正（案）新旧対照
表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育機関（学校及び樋原考古学研究所 附属博物館を除く。）に勤務する職員の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、前条に掲げる教育機関の長（以下「教育機関の長」という。）、教員、専門的職員、研究員、事務職員及び技術職員をいう。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育機関（学校及び樋原考古学研究所 附属博物館を除く。）に勤務する職員の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、前条に掲げる教育機関の長（以下「教育機関の長」という。）、教員、専門的職員、研究員、事務職員、技術職員、技能員、保安員及び業務員をいう。</p> |
| | |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------------|--|--|
| 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則 | <p>奈良県教育委員会の職務の権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の改正により、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行することとなることになったこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>規則名の変更 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則に改める。 (題名関係)</p> <p>2 奈良県立橿原考古学研究所に関する規定の削除 奈良県立橿原考古学研究所の知事部局移管に伴い、奈良県立橿原考古学研究所に関する規定を削除する。 (第1条関係)</p> <p>3 その他 その他所要の規定の整備を行う</p> <p>4 施行期日 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年二月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「奈良県立橿原考古学研究所（以下「考古学研究所」という。）及び」を削る。

第二章を削る。

「第二章 博物館」を削る。

第六条及び第六条の二を削り、第七条を第一条とし、第八条を第二条とする。

第九条中「条例」を「奈良県立橿原考古学研究所条例（昭和五十五年二月奈良県条例第二十二号。以下「条例」という。）」に改め、同条を第四条とする。

第十条中「当該入館者を」を削り、同条を第五条とする。

第十一条第一項中「及び模造等の」を「模造及びこれらに類する」に、「第十五条第一項」を「第十条第一項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前項の規定による」を「第一項の」に改め、同条第四項中「前項の」を「第一項の規定による」に改め、同条を第六条とする。

第十二条第一項中「第十五条第一項」を「第十条第一項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「館務」を「業務」に改め、同項第二号中「前号」の下に「に規定する施設」を加え、「都道府県の教育委員会の」を削り、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条を第七条とする。

第十三条第二号中「附された」を「付された」に改め、同条を第八条とする。

第十四条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第九条とする。

第十五条第五項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十条とする。

第十六条を第十二条とする。

「第四章 雜則」を削る。

第十七条中「考古学研究所の管理運営について必要な事項は、教育長の承認を得て考

古学研究所の所長（以下「所長」という。）が、「」を削り、「所長と」を「奈良県立橿原考古学研究所長と」に改め、同条を第十二条とする。

第二号様式中「奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則第12条」を「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第6条第1項」に改める。

第五号様式中「奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則第12条」を「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県立樞原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 奈良県立樞原考古学研究所附属博物館管 理運営規則 | 奈良県立樞原考古学研究所管理運営規則 |
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第一条 この規則は、法令に別段の定めがある もののほか、奈良県立樞原考古学研究所附属 博物館（以下「博物館」という。）の管理運 営に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第一条 この規則は、法令に別段の定めがある もののほか、奈良県立樞原考古学研究所（以 下「考古学研究所」という。）及び奈良県立 樞原考古学研究所附属博物館（以下「博物館 」といふ。）の管理運営に関し必要な事項を 定めるものとする。 |
| （組織） | （組織） |
| 第二条 考古学研究所の組織は、奈良県行政組 織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十 六号）で定める。 | 第二条 考古学研究所の組織は、奈良県行政組 織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十 六号）で定める。 |
| （分掌事務） | （分掌事務） |
| 第三条 考古学研究所の組織の所掌事務は、奈 良県行政組織規則で定める。 | 第三条 考古学研究所の組織の所掌事務は、奈 良県行政組織規則で定める。 |
| 第四条 削除 | |
| （職員の職等） | |
| 第五条 考古学研究所の職員の職及び職務は、 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一 | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| | <p>年三月奈良県規則第六十六号)で定める。</p> <p>第二章 博物館</p> <p>(組織)</p> <p>第六条 博物館の組織は、奈良県行政組織規則で定める。</p> <p>(職員の職等)</p> <p>第六条の二 博物館の職員の職及び職務は、職員の職の設置等に関する規則で定める。</p> |
| <p>第一条及び第三条 略</p> <p>(観覧券の交付)</p> <p>第四条 博物館は、奈良県立橿原考古学研究所条例(昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号。以下「条例」という。)第四条第一項の規定により観覧料を納めた者に対し、観覧券(第一号様式)を交付する。</p> <p>(退館)</p> <p>第五条 館長は、博物館に入館した者(以下「入館者」という。)が他の入館者に迷惑を及ぼし、又は博物館の関係職員の指示に従わなかつたときは、退館させることができる。</p> <p>(撮影等の許可)</p> <p>第六条 条例第六条の規定により撮影、考古資料の模写、模造及びこれらに類する行為をしようとする者は、撮影等許可申請書(第二号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該行為が、第十条第一項の規定により博物館が寄託を受けている考古資料に係る行為であるときは、</p> | <p>第七条及び第八条 略</p> <p>(観覧券の交付)</p> <p>第九条 博物館は、条例第四条第一項の規定により観覧料を納めた者に対し、観覧券(第一号様式)を交付する。</p> <p>(退館)</p> <p>第十条 館長は、博物館に入館した者(以下「入館者」という。)が他の入館者に迷惑を及ぼし、又は博物館の関係職員の指示に従わなかつたときは、当該入館者を退館させることができる。</p> <p>(撮影等の許可)</p> <p>第十二条 条例第六条の規定により撮影、考古資料の模写及び模造等の行為をしようとする者は、撮影等許可申請書(第二号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならぬ。この場合において、当該行為が、第十五条第一項の規定により博物館が寄託を受けている考古資料に係る行為であるときは、寄託</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>は、寄託者の承諾書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 館長は、前項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付することができる。</p> <p>3 館長は、第一項の撮影等許可申請書の提出があつた場合において、適當と認め許可したときは、撮影等許可書（第三号様式）を交付する。</p> <p>4 館長は、考古資料の管理上支障があるときは、第一項の規定による許可を取り消すことができる。</p> | <p>者との承諾書をあわせて提出しなければならない。</p> <p>2 館長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を附することができる。</p> <p>3 館長は、前項の規定による撮影等許可申請書の提出があつた場合において、適當と認め許可したときは、撮影等許可書（第三号様式）を交付する。</p> <p>4 館長は、考古資料の管理上支障があるときは、前項の許可を取り消すことができる。</p> |
| （館外貸出し） | （館外貸出し） |
| <p>第七条 考古資料の館外貸出しを受けようとする者は、考古資料館外貸出許可申請書（第四号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、館外貸出しを受けようとする考古資料が、第十条第一項の規定により博物館が寄託を受けているものであるときは、寄託者の承諾書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 館長は、前項の規定による考古資料館外貸出許可申請書の提出があつた場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該館外貸出しが博物館の業務に支障がないと認めるときは、館外貸出しの許可をすることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に規定する施設以外の施設で、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定による登録を受け、又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けた施設の長であるとき。</p> <p>三 略</p> <p>3 館長は、前項の許可をする場合において、</p> | <p>第十二条 考古資料の館外貸出しを受けようとする者は、考古資料館外貸出許可申請書（第四号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、館外貸出しを受けようとする考古資料が、第十五条第一項の規定により博物館が寄託を受けているものであるときは、寄託者の承諾書をあわせて提出しなければならない。</p> <p>2 館長は、前項の規定による考古資料館外貸出許可申請書の提出があつた場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該館外貸出しが博物館の業務に支障がないと認めるときは、館外貸出しの許可をすることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号以外の施設で、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定による登録を受け、又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設の長であるとき。</p> <p>三 略</p> <p>3 館長は、前項の許可をする場合において、</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| 必要な条件を付 する ことができる。 4 及び 5 略 (館外貸出許可の取消し) 第八条 館長は、館外貸出しの許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。 一 略 二 許可に付された条件又は館長の指示に従わぬい場合 (施設、考古資料等の損傷) 第九条 入館者又は館外貸出しの許可を受けた者が、施設、考古資料等を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示に従わなければならぬ。 | 必要な条件を附 する ことができる。 4 及び 5 略 (館外貸出許可の取消し) 第十三条 館長は、館外貸出しの許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。 一 略 二 許可に付された条件又は館長の指示に従わぬい場合 (施設、考古資料等の損傷) 第十四条 入館者又は館外貸出しの許可を受けた者が、施設、考古資料等をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示に従わなければならぬ。 |
| 2 5 4 略 5 館長は、寄託を受けた考古資料が災害その他やむを得ない理由により毀損し、汚損し、又は滅失したときは、その責めを負わない。 | 2 5 略 5 館長は、寄託を受けた考古資料が災害その他やむを得ない理由によりき損し、汚損し、又は滅失したときは、その責めを負わない。 |
| 第十二条 略 (その他) 第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営について必要な事項は、奈良県立樞原考古学研究所長と協議し、教育長の承認を得て館長が定める。 | 第十三条 略 (その他) 第十七条 この規則に定めるもののほか、考古学研究所の管理運営について必要な事項は、教育長の承認を得て考古学研究所の所長（以下「所長」という。）が、博物館の管理運営について必要な事項は、所長と協議し、教育長の承認を得て館長が定める。 |

改 正 索 案

第3号様式

撮影等許可書
年月日
様(殿)

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長

年月日付で申請のありました撮影等については、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理規則第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

| 品目 | 点数 | 備考 |
|------|-----------|----|
| | | |
| 日時 | 年月日時から時まで | |
| 方法 | | |
| 許可条件 | | |

現行

第3号様式

撮影等許可書
年月日
様(殿)

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長

年月日付で申請のありました撮影等については、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理規則第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

| 品目 | 点数 | 備考 |
|------|-----------|----|
| | | |
| 日時 | 年月日時から時まで | |
| 方法 | | |
| 許可条件 | | |

現行

第3号様式

撮影等許可書
年月日
様(殿)

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長

年月日付で申請のありました撮影等については、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理規則第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

| 品目 | 点数 | 備考 |
|------|-----------|----|
| | | |
| 日時 | 年月日時から時まで | |
| 方法 | | |
| 許可条件 | | |

現行

改 正 索 行

第5号様式

考古資料館外貸出許可書
第 年 月 日

様 (殿)

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長

年 月 日付で申請のありました館外貸出しについては、奈良県立橿原考古
学研究所管理運営規則第12条の規定により次のとおり許可します。

| 品 目 | 点 数 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 貸 出 の 場 所 | | |
| 期 間 | | |
| 許 可 条 件 | | |

| | | |
|---|---|-----|
| 現 行 | 第5号様式 | |
| 第 年 月 日 | 第 年 月 日 | |
| 考古資料館外貸出許可書 | 考古資料館外貸出許可書 | |
| 奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館長 | 奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館長 | |
| 年 月 日付で申請のありました館外貸出しについては、奈良県立橿原考古 学研究所管理運営規則第12条の規定により次のとおり許可します。 | 年 月 日付で申請のありました館外貸出しについては、奈良県立橿原考古 学研究所管理運営規則第12条の規定により次のとおり許可します。 | |
| 品 目 | 点 数 | 備 考 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 貸 出 の 場 所 | | |
| 期 間 | | |
| 許 可 条 件 | | |

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営等に関する事務の委任等について

平成31年3月
企画管理室

1. 概要

「文化財の保護に関する事務」の知事部局移管に伴い、奈良県立橿原考古学研究所（以下「研究所」という。）が地域振興部の所管となるが、一体的に運営を行っている奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という。）については、博物館法第19条の規定により教育委員会の所管のままとなることから、博物館の管理運営等の効率化を図るため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、博物館の管理運営等の事務を知事の補助機関である地域振興部長に委任するもの。

なお、教育委員会の所管施設として地域振興部に管理運営等を委任する形とすることで、博物館法上の登録博物館として存続することができる。

2. 事務の委任について

（1）委任内容

| 教育委員会 → 地域振興部長 | 教育委員会 → 館長 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・博物館の管理及び運営に関する事務・博物館の用に供する財産の管理に関する事務 <p>（地域振興部長への委任を行わない事務）</p>・奈良県立橿原考古学研究所条例及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則 (※) の改正及び廃止 | <ul style="list-style-type: none">・奈良県立橿原考古学研究所条例第5条に規定する事務（博物館の入館拒否） <p>※管理運営規則の規定により、直接館長に権限委任されている。</p> |

(※) 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則を平成31年4月1日付で改正予定

（2）委任を開始する日（委任規則の施行日）

平成31年4月1日

3. 補助執行の解除について

（1）補助執行を解除する事務

奈良県立橿原考古学研究所及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営に関する事務（補助執行職員：地域振興部長。平成27年4月1日から実施）

（2）解除を行う理由

- ① 奈良県立橿原考古学研究所：地域振興部の所管となるため
- ② 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館：「委任」への切り替えのため

（3）補助執行の解除日

平成31年3月31日

以上

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|----------------------------|--|--|
| 奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則 | <p>奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員に委任することに関し、必要な事項を定めようとするものである。</p> | <p>1 趣旨 地方自治法180条の7の規定に基づき、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である地域振興部長に委任することに關し、必要な事項を定める。 (本則関係)</p> <p>2 委任事務 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営に関する事務及び博物館の用に供する財産の管理に関する事務のうち、以下に掲げる事務以外の事務を地域振興部長に委任する。 (1) 奈良県立橿原考古学研究所条例及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の改正及び廃止に関する事務 (2) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の規定に基づき館長に委任する事務 (本則関係)</p> <p>3 委任の留保 委任を受けた事務について、重要な異例の事態が生じたときは、あらかじめその処理方針について教育委員会の承認を受けるものとする。 (本則関係)</p> <p>4 施行期日等 (1) 平成31年4月1日から施行する。</p> |

| | |
|--|--------------------|
| | (2) その他所要の経過規定を置く。 |
| | (附則関係) |

奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（案）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十三条の七の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という。）の管理及び運営に関する事務並びに博物館の用に供する財産の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を地域振興部長に委任する。ただし、重要かつ異例の事態が生じたときは、あらかじめその処理方針について、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 一 奈良県立橿原考古学研究所条例（昭和五十五年三月奈良県条例第二十二号。以下「条例」という。）及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号。以下「規則」という。）の改正及び廃止に関する事務
- 二 条例第五条に規定する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際条例又は規則の規定により教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後において地域振興部長に委任されることとなる事務に係るものは、施行日以後においては、地域振興部長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例又は規則の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において地域振興部長に委任されることとなる事務に係るものは、施行日以後においては、地域振興部長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|---------------------------|---|----|
| 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則 | <p>教育委員会事務局の組織の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 教育研究所の組織及び事務分掌等の見直し研究開発部を教科・情報研究部に改称する。 (第2条関係)</p> <p>2 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p> | |

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年二月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条研究開発部の項中「研究開発部」を「教科・情報研究部」に改める。

第五条の二第一項中「第二条教育経営部の項第八号及び第九号に規定する」を「担当」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|---|
| | (組織) 第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。 2 略 略 教科・情報研究部 | (組織) 第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。 2 略 略 研究開発部 |
| | (分掌事務) 第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。 略 教科・情報研究部 一〇六 略 | (分掌事務) 第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。 略 研究開発部 一〇六 略 |
| | (参事及び主幹の職務) 第五条の二 略 2 主幹は、上司の命を受け、担当事務を処理する。 | (参事及び主幹の職務) 第五条の三 略 2 主幹は、上司の命を受け、第三条教育経営部の項第八号及び第九号に規定する事務を処理する。 |
| | | |

奈良県教育委員会行政文書管理規則及び奈良県教育委員会 文書管理規程の一部改正について

平成31年3月
企画管理室

1. 概要

行政文書管理等の一層の適正化を図ることを目的に知事部局において平成31年4月1日付けで奈良県行政文書管理規則及び奈良県行政文書管理規程の改正が行われることに伴い、教育委員会においても同様の管理体制とするため、所要の改正を行うもの。

2. 主な改正内容

(1) 奈良県教育委員会行政文書管理規則

①「行政文書の管理の基本理念」の規定の新設

- ・基本理念として、県民への説明責任及びその実現のための行政文書の適正な管理を掲げる。

②「文書の作成」に関する規定の変更

- ・経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、軽微な事案を除き、文書の作成を義務付ける。

(2) 奈良県教育委員会行政文書管理規程

① 総括文書管理責任者及び副総括文書管理責任者の設置

- ・事務局に行政文書管理を総括する「総括文書管理責任者」及び当該者を補佐する「副総括文書管理責任者」を置き、これまで企画管理室長の事務と規定されていたものについて、総括文書管理責任者と副総括文書管理責任者への振り分けを行う。

② 教育委員会事務局の組織改正に伴う規定整備

- ・教育振興大綱推進課の名称変更及び文化財保存課、文化財保存事務所の知事部局移管に伴い、所要の規定の整備を行う。

3. 施行日

(1) 奈良県教育委員会行政文書管理規則：平成31年8月1日

(2) 奈良県教育委員会行政文書管理規程：平成31年4月1日

4. その他

- ・奈良県教育委員会行政文書管理規則改正後の「文書の作成」規定の解釈等については、施行日までに知事部局の運用基準を参考にした教育委員会の運用基準を作成し周知を行う予定

以 上

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|----------------------------|--|--|
| 奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則 | <p>行政文書管理等の一層の適正化を図るため、奈良県行政文書管理規則の改正に合わせ、文書の作成に関する規定の改正等をしようとするものである。</p> | <p>1 行政文書の管理の基本理念を含めた意思決定に基づく実現のための適正な管理を掲げる。 (第2条関係)</p> <p>2 文書の作成に関する規定の変更 経緯を含めた検証することができるよう、軽微な事案を除き、文書の作成を義務付けるものとする。 (第5条関係)</p> <p>3 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 平成31年8月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年二月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条を削り、第二条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（文書の作成）

第五条 第二条に定める基本理念にのっとり、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書（図画及び電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。

第一条を第二条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（行政文書の管理の基本理念）

第二条 行政文書は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、奈良県教育委員会の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようするため、適正な管理が行われなければならない。

別表中「第六条関係」を「第七条関係」に改め、同表行政文書の区分欄三の項中「第十条」を「第十二条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年八月一日から施行する。

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| (行政文書の管理の基本理念) | |
| 第一条 行政文書は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、奈良県教育委員会の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようするため、適正な管理が行われなければならない。 | |
| 第三条及び第四条 略 | 第一条及び第二条 略 |
| (文書の作成) | |
| 第五条 第一条に定める基本理念にのつとり、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成して行うとともに、事務及び事業の実績については文書を作成しなければならない。ただし、第一号の場合においては、事後に文書を作成しなければならない。 | <p>第四条 次に掲げる場合を除き、原則として、行政上の意思決定に当たつては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成して行うとともに、事務及び事業の実績については文書を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 行政上の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合 二 処理に係る事案が軽微なものである場合 |
| 第六条～第十条 略 | 第五条～第九条 略 |
| (保存期間の満了前廃棄) | |
| 第十二条 行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があると | 第十二条 行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるとき |

改 正 案

現 行

きは、第八条の規定にかかるらず、当該行政文書を保存期間が満了する前に廃棄することができる。この場合にあつては、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。

第十二条及び第十三条 略

別表（第七条関係）

| 行政文書の区分 | | 保存期間 |
|---------|--|------|
| 三 | 二 | |
| 略 | ア キ ム 取得した文書の管理 行 政文書の廃棄若しく は 移管の状況が記録さ れ た帳簿（第十一条の記 録を含む。） | 略 |
| ク | | |

第十二条及び第十三条 略

別表（第六条関係）

| 行政文書の区分 | | 保存期間 |
|---------|--|------|
| 三 | 二 | |
| 略 | ア キ ム 取得した文書の管理 行 政文書の廃棄若しく は 移管の状況が記録さ れ た帳簿（第十一条の記 録を含む。） | 略 |
| ク | | |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|-----------------------|--|--|
| 奈良県教育委員会行政文書管理制度の一部改正 | <p>行政文書管理制度等の一層の適正化を図ることを目的に奈良県行政文書管理制度の改正され、行政文書管理を統括する総括文書管理制度者及び当該者を補佐する副総括文書管理制度者等が設置されたことから、教育委員会も同様の体制とするため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 総括文書管理制度者の設置 事務局に総括文書管理責任者を置き、事務を担当する教育次長をもつて充てる。 (第3条関係)</p> <p>2 副総括文書管理制度者の設置 事務局に副総括文書管理責任者を置き、事務局の企画管理室長をもつて充てる。 (第3条の2関係)</p> <p>3 事務の振り分け 企画管理室長の事務を、総括文書管理制度者及び副総括文書管理制度者に振り分ける。 (第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第24条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第33条の4関係)</p> <p>4 教育委員会事務局の組織変更に伴う規定の整備 教育振興大綱推進課の名称変更及び文化財保存課、文化財保存事務所、奈良県立橿原考古学研究所の知事部局移管に伴い、所要の規定の整備を行う。 (第1条、第1条の2、第10条、別表、様式関係)</p> <p>5 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>6 施行期日</p> |

平成31年4月1日から施行する。

事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第一条中「樞原考古学研究所」を「樞原考古学研究所附属博物館」に改める。

第一条の二第二号中「平成十八年二月奈良県教育委員会規則第十一号）第二章」を「平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第二条」に、「室及び所」を「及び室」に改め、同条第二号中「及び事務分掌規則第二章に規定する出先機関」を削る。

第二条を次のように改める。

（総括文書管理責任者）

第二条 事務局に総括文書管理責任者を置く。

- 2 総括文書管理責任者は、教育次長で事務を担当するものをもつて充てる。
- 3 総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 行政文書の管理に関する必要な改善措置の実施
 - 二 行政文書の管理に関する研修の実施
 - 三 第二十五条に規定する保存文書の電算管理を行つたための電子計算組織の管理
 - 四 その他行政文書の管理に関する事務の総括
- 4 総括文書管理責任者は、行政文書の管理に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、文書管理責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、行政文書の管理について実態を調査し、又は報告を求めることができる。

第二条第二項中「ための」の下に「点検、」を加え、同条第四項中「課長補佐」の下に「又は室長補佐」を加え、同条第六項中「事務局の企画管理室長（以下「企画管理室長」という。）」を「副総括文書管理責任者」に改め、同条を第二条の二とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(副総括文書管理責任者)

第二条の一 事務局に副総括文書管理責任者を置く。

2 副総括文書管理責任者は、事務局の企画管理室長（以下「企画管理室長」という。）をもつて充てる。

3 副総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属された事項を処理するものとする。

4 副総括文書管理責任者は、前条第三項各号に掲げる事務並びに同条第四項の規定による指導並びに調査及び報告の求めについて総括文書管理責任者を補佐する。

第四条を次のように改める

第四条 削除

第十条第一号キを削る。

第十一条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に、「才からキ」を「才及び力」に改める。

第十二条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に、同条第一項中「才からキ及び」を「才及び力並びに」に改める。

第十三条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第十四条及び第十六条第一項中「企画管理室長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第十六条第三項中「、室長決裁及び所長決裁」を「及び室長決裁」に改める。

第二十四条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第二十五条中「より難い」の下に「と副総括文書管理責任者が認める」を加える。

第二十八条中「第六条」を「第七条」に、「企画管理室長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「企画管理室長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第二十二条中「第八条」を「第九条第一項」に、「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第二十二条の四中「第十条」を「第十二条」に、「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

別表教育振興大綱推進課の項中「教育振興大綱推進課」を「教育政策推進課」に改め、文化財保存課及び文化財保存事務所の項を削る。

第七号様式中「平成」を削る。

第十号様式中「課（所）名」を「課（室）名」改める。

第十一年様式中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」と、「課（所）長」を「課（室）長」に改める。

奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その他別に定めがあるものを除くほか、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び奈良県教育委員会が所管する学校その他の教育機関（樞原考古学研究所附属博物館を除く。以下「教育機関」という。）における行政文書の管理及び公印の取扱いについての基本的事項を定め、その合理的能率的な事務処理をはかることを目的とする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その他別に定めがあるものを除くほか、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び奈良県教育委員会が所管する学校その他の教育機関（樞原考古学研究所を除く。以下「教育機関」という。）における行政文書の管理及び公印の取扱いについての基本的事項を定め、その合理的能率的な事務処理をはかることを目的とする。</p> |
| <p>（定義）</p> <p>第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>（定義）</p> <p>第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> |
| <p>一 課等 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第二条に規定する課及び室をいう。</p> <p>二 教育機関等 教育機関及び奈良県教育委員会事務局組織をいう。</p> | <p>一 課等 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十二号）第一章に規定する課、室及び所をいう。</p> <p>二 教育機関等 教育機関及び奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第二章に規定する出先機関をいう。</p> |
| <p>二五六 略</p> <p>（総括文書管理責任者）</p> | <p>二五六 略</p> |
| <p>第二条 事務局に総括文書管理責任者を置く。</p> <p>2 総括文書管理責任者は、教育次長で事務を担当するものをもつて充てる。</p> <p>3 総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>一 行政文書の管理に関する必要な改善措置</p> | |

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|---|
| | <p>の実施</p> <p>二 行政文書の管理に関する研修の実施</p> <p>三 第三十五条に規定する保存文書の電算管理を行うための電子計算組織の管理</p> <p>四 その他行政文書の管理に関する事務の総括</p> <p>4 総括文書管理責任者は、行政文書の管理に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、文書管理責任者に対し、必要な指導を行つことができる。この場合において、必要があると認めるとときは、行政文書の管理について実態を調査し、又は報告を求めることができる。</p> <p>(副総括文書管理責任者)</p> <p>第三条の二 事務局に副総括文書管理責任者を置く。</p> <p>2 副総括文書管理責任者は、事務局の企画管理室長（以下「企画管理室長」という。）をもつて充てる。</p> <p>3 副総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属された事項を処理するものとする。</p> <p>4 副総括文書管理責任者は、前条第三項各号に掲げる事務並びに同条第四項の規定による指導並びに調査及び報告の求めについて総括文書管理責任者を補佐する。</p> <p>(文書管理責任者及び文書主任の職務)</p> <p>第二条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 文書管理責任者は、行政文書の管理が適正かつ円滑に行われるための点検、指導及び監督を行う。</p> <p>4 文書主任は、課等にあつては課長補佐又は室長補佐のうち当該課等の総務又は庶務を担当する者（当該者のない課等にあつては、文書管理責任者</p> | |
| | | <p>(文書管理責任者及び文書主任の職務)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 文書管理責任者は、行政文書の管理が適正かつ円滑に行われるための指導及び監督を行う。</p> <p>4 文書主任は、課等にあつては課長補佐のうち当該課等の総務又は庶務を担当する者（当該者のない課等にあつては、文書管理責任者</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>書管理責任者が指名した者)を、教育機関等にあつては当該教育機関等の文書管理責任者が指名した者をもつて充てる。</p> <p>5 略</p> <p>6 文書管理責任者は、毎年度四月三十日までに文書主任の職及び氏名を副総括文書管理責任者に報告しなければならない。当該報告の後に文書主任の異動があつたときも、同様とする。</p> | <p>が指名した者)を、教育機関等にあつては当該教育機関等の文書管理責任者が指名した者をもつて充てる。</p> <p>5 略</p> <p>6 文書管理責任者は、毎年度四月三十日までに文書主任の職及び氏名を事務局の企画管理室長(以下「企画管理室長」という。)に報告しなければならない。当該報告の後に文書主任の異動があつたときも、同様とする。</p> |
| <p>第四条 削除</p> <p>(公印の種類)</p> <p>第十条 公印の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 事務局 ア カ 略</p> <p>二 略</p> | <p>(企画管理室長の職務)</p> <p>第四条 企画管理室長は、行政文書の管理に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、文書管理責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるとときは、行政文書の管理について実態を調査し、又は報告を求めることができる。</p> <p>(公印の種類)</p> <p>第十条 公印の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 事務局 ア カ 略</p> <p>二 キ 所長の印 二 略</p> |
| <p>(公印の保管)</p> <p>第十一条 前条第一号アからエまでの公印は、企画管理室又は総括文書管理責任者の指定する課等において保管し、同条第一号才及びカの公印は、それぞれ当該課等で、同条第二号の公印は、それぞれ当該教育機関において保管する。</p> | <p>(公印の保管)</p> <p>第十一条 前条第一号アからエまでの公印は、企画管理室又は企画管理室長の指定する課等において保管し、同条第一号才からキの公印は、それぞれ当該課等で、同条第二号の公印は、それぞれ当該教育機関において保管する。</p> |
| <p>(公印の新調等)</p> <p>第十二条 課等及び教育機関等の長は、公印を</p> | <p>(公印の新調等)</p> <p>第十二条 課等及び教育機関等の長は、公印を</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>新調し、又は廃止したときは、印影その他の必要な事項を、速やかに総括文書管理責任者に届け出なければならない。</p> <p>2 総括文書管理責任者は、第十条第一号アからエまでの公印を新調若しくは廃止したとき又は同条第一号才及び力並びに第二号アの公印に係る前項の届出を受理したときは、印影その他必要な事項を、速やかに公告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第十三条 総括文書管理責任者は、公印台帳(第三号様式)を備え、必要な事項を常に整備しておかなければならぬ。</p> <p>(文書等の受領及び配布)</p> <p>第十四条 課等に到着した文書等(電子的方法により受信するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、企画管理室において受領し、次の各号の定めるところにより処理するものとする。</p> <p>一四 略</p> <p>五 特殊取扱郵便物のうち現金書留郵便物は、特殊郵便物処理簿に必要な事項を記入し、開封しないで主務課若しくは名あて人の所属する課等又は副総括文書管理責任者の指示する課等に配付すること。</p> <p>六 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、主務課に直接到着した文書等又は副総括文書管理責任者が企画管理室において受領することを適当でないと認める物品は、当該主務課又は名あて人の所属する課等が受領するものとする。</p> <p>3 及び 4 略</p> | <p>新調し、又は廃止したときは、印影その他の必要な事項を、速やかに企画管理室長に届け出なければならない。</p> <p>2 企画管理室長は、第十条第一号アからエまでの公印を新調若しくは廃止したとき又は同条第一号才からキ及び第二号アの公印に係る前項の届出を受理したときは、印影その他必要な事項を、速やかに公告しなければならぬ。</p> <p>3 略</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第十三条 企画管理室長は、公印台帳(第三号様式)を備え、必要な事項を常に整備しておかなければならぬ。</p> <p>(文書等の受領及び配布)</p> <p>第十四条 課等に到着した文書等(電子的方法により受信するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、企画管理室において受領し、次の各号の定めるところにより処理するものとする。</p> <p>一四 略</p> <p>五 特殊取扱郵便物のうち現金書留郵便物は、特殊郵便物処理簿に必要な事項を記入し、開封しないで主務課若しくは名あて人の所属する課等又は企画管理室長の指示する課等に配付すること。</p> <p>六 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、主務課に直接到着した文書等又は企画管理室長が企画管理室において受領することを適当でないと認める物品は、当該主務課又は名あて人の所属する課等が受領するものとする。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(起案)</p> <p>第十六条 文書の起案は、起案用紙（第七号様式）又は総務事務システムを用いて行わなければならない。ただし、定例的な事案であらかじめ主務課長が副総括文書管理責任者に協議して定める簿冊若しくは書式で処理し、又は軽易な事案で文書の余白を利用して、若しくは付箋を用いて処理することが適当であると認められるものは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 起案文書には、起案の際、次の各号に掲げる決裁の区分に従い、当該各号に定める記号を起案用紙の「決裁区分」欄に記入しなければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 課長決裁及び室長決裁 略</p> <p>4 ⑤ 7 略</p> <p>(公印の印影印刷)</p> <p>第二十四条 施行する文書のうち件数が非常に多く、かつ、特定期間に集中するものについては、公印保管者（第十条第一号アからエまでの公印にあつては、総括文書管理責任者）の承認を受けて、公印の押印に代え、公印の印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の場合において、第十条第一号アからエまでの公印の印影印刷について総括文書管理責任者の承認を受けようとするときは、公印印影印刷協議書（第十一号様式）を総括文書管理責任者に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(文書の発送)</p> <p>第二十五条 文書の発送は、集中発送により行う。この場合、主務課は、施行する文書を添えて決裁済の起案文書を企画管理室の事務の</p> | <p>(起案)</p> <p>第十六条 文書の起案は、起案用紙（第七号様式）又は総務事務システムを用いて行わなければならない。ただし、定例的な事案であらかじめ主務課長が企画管理室長に協議して定める簿冊若しくは書式で処理し、又は軽易な事案で文書の余白を利用して、若しくは付箋を用いて処理することが適当であると認められるものは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 起案文書には、起案の際、次の各号に掲げる決裁の区分に従い、当該各号に定める記号を起案用紙の「決裁区分」欄に記入しなければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 課長決裁、室長決裁及び所長決裁 略</p> <p>4 ⑤ 7 略</p> <p>(公印の印影印刷)</p> <p>第二十四条 施行する文書のうち件数が非常に多く、かつ、特定期間に集中するものについては、公印保管者（第十条第一号アからエまでの公印にあつては、企画管理室長）の承認を受けて、公印の押印に代え、公印の印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の場合において、第十条第一号アからエまでの公印の印影印刷について企画管理室長の承認を受けようとするときは、公印印影印刷協議書（第十一号様式）を企画管理室長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(文書の発送)</p> <p>第二十五条 文書の発送は、集中発送により行う。この場合、主務課は、施行する文書を添えて決裁済の起案文書を企画管理室の事務の</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>担当者に示さなければならない。ただし、集中発送により難いと副総括文書管理責任者が認めめる場合は、主務課において直接発送するものとする。</p> <p>2 5 4 略</p> <p>(文書分類表の作成)</p> <p>第二十八条 主務課長は、事務及び事業の性質、内容等に応じ、規則第七条に規定する保存期間の基準（規則別表六の項に規定するその他の行政文書に係るものを除く。）に従い、文書分類表を定めるものとする。この場合においては、副総括文書管理責任者と協議するものとする。</p> | <p>担当者に示さなければならない。ただし、集中発送により難い場合は、主務課において直接発送するものとする。</p> <p>2 5 4 略</p> <p>(文書分類表の作成)</p> <p>第二十八条 主務課長は、事務及び事業の性質、内容等に応じ、規則第六条に規定する保存期間の基準（規則別表六の項に規定するその他の行政文書に係るものを除く。）に従い、文書分類表を定めるものとする。この場合においては、企画管理室長と協議するものとする。</p> |
| <p>(編集した行政文書の引継ぎ)</p> <p>第三十一条 主務課は、編集した行政文書（保存期間が十年未満のものを除く。）を、当該行政文書の保存期間の起算日から一年を経過した後に企画管理室長に引き継がなければならぬ。ただし、事務処理上特に必要があると副総括文書管理責任者が認めたものは、この限りでない。</p> | <p>(編集した行政文書の引継ぎ)</p> <p>第三十一条 主務課は、編集した行政文書（保存期間が十年未満のものを除く。）を、当該行政文書の保存期間の起算日から一年を経過した後に企画管理室長に引き継がなければならぬ。ただし、事務処理上特に必要があると企画管理室長が認めたものは、この限りでない。</p> |
| <p>(保存文書の閲覧等)</p> <p>第三十二条 第三十条本文の規定により企画管理室において保存する行政文書（以下「企画管理室保存文書」という。）を閲覧し、又は借受けようとする者は、副総括文書管理責任者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による借受けの期間は、五日以内とする。ただし、副総括文書管理責任者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> | <p>(保存文書の閲覧等)</p> <p>第三十二条 第三十条本文の規定により企画管理室において保存する行政文書（以下「企画管理室保存文書」という。）を閲覧し、又は借受けようとする者は、企画管理室長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による借受けの期間は、五日以内とする。ただし、企画管理室長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> |
| <p>(保存期間の延長)</p> | <p>(保存期間の延長)</p> |

| | | 改 正 案 | | 現 行 | |
|---|-----------|-------------------------|---|---|----------|
| 第三十三条 第九条第二項の規定に基づき保存期間を延長する場合には、主務課長は、総括文書管理責任者に協議しなければならない。 | 2 い。 略 | （保存期間の満了前廃棄の承認） | 第三十三条 第八条の規定に基づき保存期間を延長する場合には、主務課長は、企画管理室長に協議しなければならない。 | 第三十三条 第十条の規定に基づき保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、主務課長は、企画管理室長の承認を受けなければならない。 | 2 略 |
| 第三十三条の四 第十一条の行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、主務課長は、総括文書管理責任者の承認を受けなければならない。 | 2 略 | （保存期間の満了前廃棄の承認） | 第三十三条の四 第十条の行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、主務課長は、企画管理室長の承認を受けなければならない。 | 第三十三条の四 第十条の行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、主務課長は、企画管理室長の承認を受けなければならない。 | 2 略 |
| 別表（第七条関係） | | 別表（第七条関係） | | 別表（第七条関係） | |
| | | 課等（教育機関等）の名称 教育政策推進課 | 記号 略 | 課等（教育機関等）の名称 教育振興大綱推進課 | 記号 略 |
| | | 略 | 略 | 文化財保存課 文化財保存事務所 | 教文 教保 |

| | | | | | |
|---------------|-----------------------------------|---------|----------------------------------|----------------------------------|---------------|
| 改 正 | | | 現 行 | | |
| 第7号様式(第16条関係) | | | 第7号様式(第16条関係) | | |
| (題名) | | (題名) | | (起案用紙) | |
| 桑引号番 | | 桑引号番 | | 桑引号番 | |
| 教務課長 | | | 教務課長 | | |
| 議論 | | | 議論 | | |
| 決裁区分 | ア・イ・ウ | 起案者 | 課(電話) | 課(電話) | |
| 文書処理上 の記入 | 委員会(提案・報告) 週報登載(例 文・審査)公印省略 | 職氏名印 | 起案(提案・報告) 週報登載(例 文・審査)公印省略 | 起案(提案・報告) 週報登載(例 文・審査)公印省略 | |
| 起案 | 年 月 日 | 分類 号 | 第1 分類 号 | 第2 分類 号 | 第3 分類 号 |
| 決裁 | 年 月 日 | 記 | | | |
| 施行 | 年 月 日 | 保存期間 | 1年 | 3年 | 5年 |
| 奈良県教育委員会 | | | | | |

改 正 案

第10号様式(第22条関係)

(公印使用簿)

| 月 日 | 内 容 | 押印数 | 課(室)名 | 氏 名 印 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

現 行

第10号様式(第22条関係)

(公印使用簿)

| 月 日 | 内 容 | 押印数 | 課(所)名 | 氏 名 印 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|---------------|-------------|--------------|-------|-------|--------|--------|------|------|------|-----------------|--------|--------|
| 改 | 正 | 案 | 現 | 行 | | | | | | | | | | |
| 第11号様式（第24条関係） | | | | | | | | | | | | | | |
| (公印印影印刷協議書) | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| <u>総括文書管理責任者</u> | <u>殿</u> | <u>企画管理室長</u> | <u>殿</u> | <u>課（所）長</u> | | | | | | | | | | |
| 公印印影印刷協議書 | | | | | | | | | | | | | | |
| 次のとおり公印の印影を印刷したいので協議します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>公印の名稱</td> <td>公印の名稱</td> </tr> <tr> <td>印刷物の名稱</td> <td>印刷物の名稱</td> </tr> <tr> <td>印刷枚数</td> <td>印刷枚数</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td>年　月　日から　年　月　日まで</td> </tr> <tr> <td>印刷する理由</td> <td>印刷する理由</td> </tr> </table> | | | | | 公印の名稱 | 公印の名稱 | 印刷物の名稱 | 印刷物の名稱 | 印刷枚数 | 印刷枚数 | 使用期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | 印刷する理由 | 印刷する理由 |
| 公印の名稱 | 公印の名稱 | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷物の名稱 | 印刷物の名稱 | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷枚数 | 印刷枚数 | | | | | | | | | | | | | |
| 使用期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷する理由 | 印刷する理由 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>公印の名稱</td> <td>公印の名稱</td> </tr> <tr> <td>印刷物の名稱</td> <td>印刷物の名稱</td> </tr> <tr> <td>印刷枚数</td> <td>印刷枚数</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td>年　月　日から　年　月　日まで</td> </tr> <tr> <td>印刷する理由</td> <td>印刷する理由</td> </tr> </table> | | | | | 公印の名稱 | 公印の名稱 | 印刷物の名稱 | 印刷物の名稱 | 印刷枚数 | 印刷枚数 | 使用期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | 印刷する理由 | 印刷する理由 |
| 公印の名稱 | 公印の名稱 | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷物の名稱 | 印刷物の名稱 | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷枚数 | 印刷枚数 | | | | | | | | | | | | | |
| 使用期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷する理由 | 印刷する理由 | | | | | | | | | | | | | |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|--------------------------------|---|---|
| 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 | <p>高等学校及び特別支援学校の位置については、奈良県立高等学校等設置条例において、他の条例との整合性の観点から市町村名までの記載を行っているところであるが、今般、県民等に対して高等学校及び特別支援学校の位置を正確に示すことを目的として、規則に番地までの住所を記載するため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 別表の整備 高等学校等の一覧表に位置（番地まで）を追加する。 (別表第1、別表第2関係)</p> <p>2 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（位置、課程、学科等）」に改め、同条第一項中「高等学校」の下に「の位置並びに高等学校」を加え、同条第二項中「特別支援学校」の下に「の位置並びに特別支援学校」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

| 学校名 | 位置 | 課程名 | 学科名 |
|--------------|---------------|-----|-------------------------------------|
| 奈良県立奈良朱雀高等学校 | 奈良市柏木町二四八 | 全日制 | 機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス、情報ビジネス |
| 奈良県立奈良高等学校 | 奈良市法蓮町八三六 | 定時制 | 機械、ビジネス |
| 奈良県立西の京高等学校 | 大和郡山市城内町一二の四五 | 普通 | |
| 奈良県立平城高等学校 | 奈良市六条西二丁目二四の一 | 全日制 | |
| 奈良県立高円高等学校 | 奈良市朱雀二丁目一 | 普通 | |
| | 奈良市白毫寺町六三三 | 普通 | 普通、音楽、美術、デザイ |

| | | | | | | | | |
|----------------|-----|----------------|-------|----------|-------|---------------------------|--------------|-----------|
| 奈良県立奈良情報商業高等学校 | 校 | 奈良県立奈良情報商業高等学校 | 七〇 | 桜井市大字河西七 | 全日制 | 流通ビジネス、会計ビジネス、情報ビジネス、総合情報 | 報 | |
| 奈良県立畠原高等学校 | 校 | 奈良県立畠原高等学校 | 八二 | 畠原市八木町三丁 | 定時制 | 普通 | 流通 | |
| 奈良県立二階堂高等学校 | 学校 | 奈良県立二階堂高等学校 | 〇の一 | 天理市荒町一〇 | 全日制 | キャリアデザイン | カリ | |
| 奈良県立添上高等学校 | 校 | 奈良県立添上高等学校 | 三二二の二 | 天理市櫟本町一五 | 通信制 | 普通 | 普通、スポーツサイエンス | |
| 奈良県立大和中央高等学校 | 学校 | 奈良県立大和中央高等学校 | 二二〇一 | 大和郡山市筒井町 | 定時制 | 普通 | 農業、家政 | |
| 奈良県立郡山高等学校 | 校 | 奈良県立郡山高等学校 | 一の二六 | 大和郡山市城内町 | 全日制 | 普通 | 普通、生物科学 | |
| 奈良県立高田高等学校 | 校 | 奈良県立高田高等学校 | 町六の六 | 大和高田市磯野東 | 定時制 | 普通 | 全日制 | 普通 |
| 奈良県立山辺高等学校 | 校 | 奈良県立山辺高等学校 | 九三七 | 奈良市都祁友田町 | 四四の一一 | 全日制 | 全日制 | 奈良市二名町一九 |
| 奈良県立登美ヶ丘高等学校 | 等学校 | 奈良県立登美ヶ丘高等学校 | | | | | | 奈良県立登美ヶ丘高 |

| | | | | | |
|--------------|------------------|-----|----------|--------------------------|------------|
| 奈良県立西和清陵高等学校 | 生駒郡三郷町信貴ヶ丘四丁目七の一 | 全日制 | 普通 | | |
| 奈良県立榛生昇陽高等学校 | 宇陀市榛原下井足二二〇 | 全日制 | 普通、福祉 | | |
| 奈良県立大宇陀高等学校 | 宇陀市大宇陀追間六三の二 | 全日制 | 普通 | | |
| 奈良県立香芝高等学校 | 香芝市真美ヶ丘五丁目一の五三 | 全日制 | 普通 | | |
| 奈良県立奈良北高等学校 | 生駒市上町四六〇〇 | 全日制 | 理数 | 環境緑地、機械工学、電気工学、都市工学、薬品科学 | 定時制 |
| 奈良県立生駒高等学校 | 生駒市壱分町五三二の一 | 全日制 | | 普通、農業、家政 | 普通 |
| 奈良県立青翔高等学校 | 御所市五二五 | ○○ | | 普通、商業 | 全日制 |
| 奈良県立御所商業高等学校 | 御所市大字玉手二 | 八 | 五條市岡町一四二 | 五 | 桜井市大字桜井九 |
| 奈良県立桜井高等学校 | | | | | 奈良県立桜井高等学校 |

| | | | | | |
|---------------|---------------|-----------------|--------|---------------------|--|
| 奈良県立吉野高等学校 | 奈良県立吉野高等学校 | 吉野郡吉野町大字飯貝六八〇 | 全日制 | 普通 | 森林科学、建築工学、土木工学 |
| 奈良県立十津川高等学校 | 奈良県立十津川高等学校 | 吉野郡十津川村大字込之上五八 | 全日制 | 普通 | |
| 奈良県立大淀高等学校 | 奈良県立大淀高等学校 | 吉野郡大淀町大字下渕九八三 | 全日制 | 普通 | 機械工学、電気工学、情報工学 |
| 奈良県立大和広陵高等学校 | 奈良県立大和広陵高等学校 | 北葛城郡広陵町大字的場四〇一 | 全日制 | 普通、生涯スポーツ | ユニケーション |
| 奈良県立王寺工業高等学校 | 奈良県立王寺工業高等学校 | 北葛城郡王寺町本町三丁目六の一 | 全日制 | 普通、国際英語、国際コミュニケーション | 農業科学、施設園芸、バイオ技術、環境デザイン、フードデザイン、ライフデザイン |
| 奈良県立高取国際高等学校 | 奈良県立高取国際高等学校 | 高市郡高取町大字佐田四五五の二 | 全日制 | 普通 | 普通、歴史文化、総合英語 |
| 奈良県立磯城野高等学校 | 奈良県立磯城野高等学校 | 磯城郡田原本町二五八 | 二丁目一の一 | 全日制 | |
| 奈良県立法隆寺国際高等学校 | 奈良県立法隆寺国際高等学校 | 生駒郡斑鳩町高安 | | | |

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

| 学校名 | 位置 | 部名 | 学科名 | 対象障害 種別 |
|-------------|--------------------|-----|--------------------|------------|
| 奈良県立盲学校 | 大和郡山市丹後庄町 二二二の一 | 幼稚部 | | |
| 奈良県立ろう学校 | 大和郡山市丹後庄町 四五六 | 小学部 | | |
| 奈良県立奈良養護学校 | 奈良市七条町一二五 | 中学部 | 普通、保健理療 | 視覚障害 |
| 奈良県立奈良東養護学校 | 奈良市七条二丁目六 七〇 | 高等部 | 普通、産業シス テム、生活情報 | 聴覚障害 |
| | 小学部 | 普通 | 由、肢體不自由 病弱 | 知的障害 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------|------------|-------------|-------------|--------|-----------|------------------------|------------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 学校 奈良県立西和養護学校 | 奈良県立明日香養護学校 | 奈良県立高等養護学校 | 奈良県立二階堂養護学校 | 奈良県立奈良西養護学校 | 川原四一〇 | 宮森三四の一 | 磯城郡田原本町大字 高市郡明日香村大字 | 天理市庵治町二三五八 の一 | 奈良市帝塚山西二丁目一〇一 | 奈良市帝塚山西二丁目一〇一 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 高等部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 高等部 | 産業 | 産業 | 知的障害 |
| | | | | | 下牧一〇一〇 | 北葛城郡上牧町大字 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 普通 | 普通 | 高等部 | 高等部 | 高等部 | 高等部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 高等部 | 産業 | 産業 |

| | | | | |
|----|----------------|---------------------|-----|------|
| 学校 | 奈良県立大淀養護 学校 | 吉野郡大淀町大字下 瀬四一四の一 | 小学部 | 知的障害 |
| | | 高等部 | 中学部 | 小学部 |

別表第六中「十津川村」の下に「大字」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | | | | | | 現 行 | | | | | |
|--|-------------------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|-----------------------------------|----------------------------|--|--------------|-----|--------------|
| (位置、課程、学科等) | | | | | | (課程、学科等の設置) | | | | | |
| 第二条 高等学校の位置並びに高等学校に設置する課程及び学科は、別表第一のとおりとする。 | | | | | | 第二条 高等学校に設置する課程及び学科は、別表第一のとおりとする。 | | | | | |
| 2 特別支援学校の位置並びに特別支援学校に設置する部及び学科は、別表第二のとおりとする。 | | | | | | 2 特別支援学校に設置する部及び学科は、別表第二のとおりとする。 | | | | | |
| 3 略 | | | | | | 3 略 | | | | | |
| 別表第一（第二条関係） | | | | | | 別表第一（第二条関係） | | | | | |
| 校 | 奈良県立西の京高等学校 | 学校名 | 奈良県立奈良朱雀高等学校 | 位置 | 八木町二四 | 課程名 | 全日制 | 機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス | 奈良県立奈良朱雀高等学校 | 学校名 | 奈良県立奈良朱雀高等学校 |
| 一 目二四の 校 | 奈良市六条西三丁目二四の 校 | 市 大和郡山 町 の四五 | 蓮町八三 | 全 日 制 | 定 時 制 | 機 械 工 業 普 通 | ビ ジ ネ ス 普 通 | ビ ジ ネ ス 光 学 建 築 工 学 情 報 工 学 機 械 工 学 情 報 工 学 建 築 工 学 総 合 ビ ジ ネ ス 工 学 建 築 工 学 情 報 工 学 機 械 工 学 情 報 工 学 建 築 工 学 総 合 ビ ジ ネ ス | 奈良県立西の京高等学校 | 課程名 | 全日制 |
| 校 | 奈良県立登美ヶ丘高等学校 | 学校名 | 奈良県立高円高等学校 | 位置 | 奈良県立平城高等学校 | 課程名 | 全日制 | 機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス | 奈良県立高円高等学校 | 学校名 | 奈良県立高円高等学校 |
| 一 目二四の 校 | 奈良市六条西三丁目二四の 校 | 市 大和郡山 町 の四五 | 蓮町八三 | 全 日 制 | 定 時 制 | 機 械 工 業 普 通 | ビ ジ ネ ス 普 通 | ビ ジ ネ ス 光 学 建 築 工 学 情 報 工 学 機 械 工 学 情 報 工 学 建 築 工 学 総 合 ビ ジ ネ ス 工 学 建 築 工 学 情 報 工 学 機 械 工 学 情 報 工 学 建 築 工 学 総 合 ビ ジ ネ ス | 奈良県立高円高等学校 | 課程名 | 普通 |

| 奈良県立二 | | 奈良県立添上高等学校 | 奈良県立大和中央高等学校 | 奈良県立郡山高等学校 | 奈良県立山辺高等学校 | 奈良県立登美ヶ丘高等学校 | 奈良県立高田高等学校 | 奈良県立高 | 奈良県立高円高等学校 | 奈良県立高 | 奈良県立高 | 奈良県立山辺高 |
|-------|--|------------|----------------|------------|------------|--------------|-------------|------------|------------|------------|--------|----------|
| 奈良県立二 | | 奈良県立添上高等学校 | 奈良県立大和中央高等学校 | 奈良県立郡山高等学校 | 奈良県立山辺高等学校 | 奈良県立登美ヶ丘高等学校 | 奈良県立高田高等学校 | 奈良県立高 | 奈良県立高円高等学校 | 奈良県立高 | 奈良県立高 | 奈良県立山辺高 |
| 天理市荒 | | 天理市本町一五 | 天理市大和郡山市筒井町二〇一 | 大和郡山市城内町二六 | 大和郡山市六の六 | 大和郡山市九三七 | 大和郡山市祁友田町一九 | 大和郡山市二 | 大和郡山市三三 | 大和郡山市四四の一 | 大和郡山市五 | 奈良市朱雀二丁目 |
| 全日制 | | 全日制 | 定時制 | 通信制 | 全日制 | 定時制 | 全日制 | 全日制 | 定時制 | 全日制 | 定時制 | 農業、家政 |
| キャリア | | ボランティア | イエンス | 普通 | 普通 | 普通 | 農業、家政 | 普通 | 普通 | 普通 | 普通 | 普通、生物科学 |
| 現行 | | 奈良県立山辺高等学校 | | | | | | | | | | |
| 奈良県立二 | | 奈良県立五條高等学校 | 奈良県立桜井高等学校 | 奈良県立立教高等学校 | 奈良県立樋原高等学校 | 奈良県立添上高等学校 | 奈良県立大和中等学校 | 奈良県立高田高等学校 | 奈良県立山辺高等学校 | 奈良県立高田高等学校 | 奈良県立高 | 奈良県立山辺高 |
| 天理市荒 | | 天理市本町一五 | 天理市大和郡山市筒井町二〇一 | 大和郡山市城内町二六 | 大和郡山市六の六 | 大和郡山市九三七 | 大和郡山市祁友田町一九 | 大和郡山市二 | 大和郡山市三三 | 大和郡山市四四の一 | 大和郡山市五 | 奈良市朱雀二丁目 |
| 全日制 | | 全日制 | 定時制 | 通信制 | 全日制 | 定時制 | 全日制 | 全日制 | 定時制 | 全日制 | 定時制 | 農業、家政 |
| キャリア | | ボランティア | イエンス | 普通 | 普通 | 普通 | 農業、家政 | 普通 | 普通 | 普通 | 普通 | 普通、生物科学 |

| 改 案 | | 現 行 | |
|--------------|----------------|----------------|--------------|
| 奈良県立青翔高等学校 | 奈良県立御所実業高等学校 | 奈良県立高等学校 | 奈良県立御所実業高等学校 |
| 二五 | 〇〇 | 五〇 | 一〇 |
| 全日制 | 全日制 | 全日制 | 全日制 |
| 理数 | 科学 | 総合英語 | 総合英語 |
| 都市工学、農業、家政 | 電気工学、機械工学、環境緑地 | 普通、農業 | 普通、情報 |
| 薬品科学 | 工業、商業 | ビジネス | ビジネス |
| 農業、会計 | 流通ビジネス | 普通 | 普通 |
| 奈良県立桜井高等学校 | 奈良県立五條高等学校 | 奈良県立奈良情报商業高等学校 | 奈良県立橿原高等学校 |
| 五 | 五 | 五 | 八 |
| 御所市大 | 御所市岡 | 桜井市大 | 木町三丁目一 |
| 一四二 | 一四二 | 河西七 | 越智町二 |
| 全日制 | 定時制 | 全日制 | 定時制 |
| 理数 | 理数 | 普通 | 普通 |
| 都工学、農業、家政 | 電気工学、機械工学、環境緑地 | 総合情報 | 流通ビジネス |
| 薬品科学 | 工業、商業 | ビジネス | ビジネス |
| 奈良県立香芝高等学校 | 奈良県立西和清陵高等学校 | 奈良県立榛生昇陽高等学校 | 奈良県立生駒高等学校 |
| 全日制 | 全日制 | 全日制 | 全日制 |
| 理数 | 理数 | 普通 | 普通 |
| 都工学、農業、家政 | 電気工学、機械工学、環境緑地 | 総合情報 | 流通ビジネス |
| 薬品科学 | 工業、商業 | ビジネス | ビジネス |
| 奈良県立法隆寺高等学校 | 奈良県立磯城野高等学校 | 奈良県立大宇陀高等学校 | 奈良県立奈良北高等学校 |
| 全日制 | 全日制 | 全日制 | 全日制 |
| 理数 | 理数 | 普通 | 普通 |
| 都工学、農業、家政 | 電気工学、機械工学、環境緑地 | 総合情報 | 流通ビジネス |
| 薬品科学 | 工業、商業 | ビジネス | ビジネス |
| 奈良県立御所実業高等学校 | 奈良県立青翔高等学校 | 奈良県立御所実業高等学校 | 奈良県立御所実業高等学校 |

| 現行 | | 案 | | 改正案 | | 改訂案 | |
|------------|---------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------------|----------------|
| 校名 | 所在地 | 校名 | 所在地 | 校名 | 所在地 | 校名 | 所在地 |
| 奈良県立城野高等学校 | 奈良県立城野高等学校 | 奈良県立生昇陽高等学校 | 奈良県立生昇陽高等学校 | 奈良県立大和高田高等学校 | 奈良県立大和高田高等学校 | 奈良県立生駒高等学校 | 奈良県立生駒高等学校 |
| 五八 | 原本町二 | 磯城郡田 | 生駒郡斑 | 奈良県立吉野高等学校 | 奈良県立吉野高等学校 | 奈良県立大淀高等学校 | 奈良県立大淀高等学校 |
| 全日制 | 全日制 | 奈良県立十津川高等学校 | 奈良県立十津川高等学校 | 奈良県立王寺工業高等学校 | 奈良県立王寺工業高等学校 | 奈良県立高取国際高等学校 | 奈良県立高取国際高等学校 |
| バイオ技術、環境 | 農業科学、施設園芸、歴史文化、総合英語 | 普通 | 普通、福祉 | 普通 | 普通、生涯学習 | 普通、国際英語、コミュニケーション | 普通、国際コミュニケーション |

| 別表第二（第二条関係） | | 別表第二（第二条関係） | |
|-------------|-------|----------------|--------|
| 学校名 | 立学校 | 学校名 | 立学校 |
| 奈良県立養護学校 | 奈良県立 | 奈良県立 | 奈良県立 |
| 奈良市七条町一三五 | 町四五六 | 市丹後庄和郡山 | 町二二二の一 |
| 小学部 | 中学部 | 幼稚部 | 幼稚部 |
| 病弱 | 由、不肢體 | 普通、産業システム、生活情報 | 普通、保健 |
| 病弱 | 由、不肢體 | 障害、脳覚 | 障害、視覚 |
| 病弱 | 由、不肢體 | 種別 | 対象障害 |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|-------------|----------|----------------|---------|
| 学校名 | 立学校 | 学校名 | 立学校 |
| 奈良県立 | 奈良県立 | 奈良県立 | 奈良県立 |
| 奈良東養護学校 | 奈良東養護学校 | 奈良東養護学校 | 奈良東養護学校 |
| 小学部 | 中学部 | 小学部 | 幼稚部 |
| 知的障害 | 由、肢體不自病弱 | 普通、産業システム、生活情報 | 普通、保健 |
| 知的障害 | 由、肢體不自病弱 | 障害、脳覚 | 障害、視覚 |
| 知的障害 | 由、肢體不自病弱 | 種別 | 対象障害 |

| | | 別表第六（第二十五条の三関係） | | | |
|---|-------------|--------------------|----|-----|----|
| | | | | | |
| 略 | 奈良県立十津川高等学校 | 名称 | 位置 | 現 | 行 |
| | 顕彰寮 清香寮 | 吉野郡十津川村大字 込之上五八 | | 高等部 | 産業 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 別表第六（第二十五条の三関係） | | | |
| | | | | | |
| 略 | 奈良県立十津川高等学校 | 名称 | 位置 | 現 | 行 |
| | 顕彰寮 清香寮 | 吉野郡十津川村込之上五八 | | 高等部 | 産業 |
| | | | | | |
| | | | | | |

奈良県教育委員会会議規則の一部改正について

平成31年3月
企画管理室

1. 概要

教育委員会会議における意思決定の迅速化及び会議運営の透明化に資するため、下記のとおり会議の運営方法について変更を行う。

2. 変更内容

(1) 会議招集通知発出後の付議事件の追加（第3条関係）

・教育委員会会議の開催にあたっては、あらかじめ会議開催の日時及び場所並びに付議すべき事件を書面で委員に通知することとなっているが、教育委員会会議において迅速な意思決定が行えるようにするために、会議招集の通知後に緊急に会議に付議すべき事件が生じたときは、あらかじめ委員に通知することなく、当該事件を会議に付議することができることする。

※ 旧教育委員会法に存在した規定であり、他の自治体でも同様の規定を設けている例がある。

(2) 非公開となる可能性がある事件の列挙（第17条関係）

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定を参考に、「人事に関する事件その他の事件」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」との規定を置いているが、非公開となる可能性のある事件に関して外部からの問合せが増えていることから、過去に非公開とした事件を例示として列挙する。

※ 他の自治体でも同様の規定を設けている例がある。

＜列挙事項＞

- a) 事務局及び委員会の所管に属する学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）
その他教育機関の職員の任免、分限、懲戒処分
 - b) 社会教育委員その他法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解職
 - c) 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出
 - d) 訴訟、審査請求その他の争訟
 - e) 会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるもの
 - f) その他会議を公開することにより、教育委員会又は知事その他関係機関の事務の執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- ・なお、列挙された事件以外についても、教育長又は委員の発議と議決により非公開とすることがある。また、列挙された事件についても、非公開とする発議がなければ公開となる。

3. 施行日

平成31年4月1日

以 上

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------|--|--|
| 奈良県教育委員会會議規則の一部を改正する規則 | 教育委員会會議における意思決定の迅速化及び會議運営の透明化に資するため、所要の改正をしようとするものである。 | <p>1 会議の招集 会議招集の通知後に緊急に會議に付議すべき事件が生じたときは、あらかじめ委員に通知することなく、これを會議に付議できるものとする。</p> <p>(第3条関係)</p> <p>2 会議の公開 教育長又は委員の発議により非公開とすることができる事件の例示を追加する。</p> <p>(1) 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分に關すること。</p> <p>(2) 社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱に關すること。</p> <p>(3) 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に關すること。</p> <p>(4) 訴訟、審査請求その他の争訟に關すること。</p> <p>(5) 個人に關する情報を持み、會議を開くことにより個人の権利利益を害するおそれのあること。</p> <p>(6) 前五号に定めるもののほか、會議を開くことにより、委員会又は知事その他関係機関の事務の執行に關し、著しい支障が生じるおそれのあること。</p> |

| | |
|--|----------|
| | (第17条関係) |
| 3 その他 その他所要の規定の整備を行う。 | |
| 4 施行期日 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係) | |

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会会議規則（昭和二十二年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）

の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による通知を行つた後に緊急に会議に付議すべき事件が生じたときは、同項の規定による通知を行うことなく、これを会議に付議することができる。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条から第十三条まで 刪除

第十七条第一項中「人事に関する事件その他の」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限及び懲戒処分に関すること。

二 社会教育委員その他の法令又は条例若しくは規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱に関すること。

三 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。

四 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。

五 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること。

六 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより、委員会又は知事その他関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|--------|
| 第三条 略 | | |
| 3 2 略 | 第一項の規定による通知を行つた後に緊急に会議に付議すべき事件が生じたときは、同項の規定による通知を行うことなく、これを会議に付議することができる。 | 第二条 略 |
| 第十条から第十二条まで 削除 | | 第十条 削除 |
| 第十七条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の一以上以上の多數で議決したときは、これを公開しないことができる。 一 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限及び懲戒処分に関する事。 二 社会教育委員その他法令又は条例若しくは規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱に関する事。 三 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事。 四 訴訟審査請求その他の争訟に関する事。 五 個人にに関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること。 | 第十七条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の一以上の多數で議決したときは、これを公開しないことができる。 第十八条 第十九条 削除 第二十条 削除 第二十一条 削除 第二十二条 削除 | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|----------|
| <p>六 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより、委員会又は知事その他関係機関の事務の執行に關し、著しい支障が生じるおそれのあること。</p> | |
| 2 及び 3 略 | 2 及び 3 略 |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|---------------------------------------|--|--|
| 奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 | <p>学校運営協議会の委員の身分について、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する特別職の地方公務員であるとの文部科学省の解釈が示されたことに伴い、委員の報酬及び費用弁償の額の決定権者を変更するため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 報酬及び費用弁償の決定権者 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則第2条の規定により定めるものとする。 (第11条関係)</p> <p>2 施行期日等 平成31年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規

則（案）

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「教育長が別に定める」を「附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和二十二年十一月奈良県規則第六十九号）第二条の規定によるものとする」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（報酬等）</p> <p>第十二条 委員の報酬及び費用弁償は、附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）第二条の規定によるものとする。</p> | <p>（報酬等）</p> <p>第十二条 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。</p> |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|---|--|----|
| 奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則 | <p>他の任命権者との標準的な職の均衡を図る必要が生じたため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 改正内容 学校事務職員の職制上の段階に応じた標準的な職について整備する。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p> | |

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の

一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年二月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第八号中「及び」を「並びに」に改め、「事務長」の下に「及び第三十一条の七第二項に規定する副主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|--------|-------|---------------|------------------------|---|--|------------------------|---|--|------------------------|---|---|-------|--------|-------|---------------|------------------------|---|--|------------------------|---|--|------------------------|---|
| <p style="text-align: center;">（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職務の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職制上の段階</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">一 県立学校職員が行う職務</td> <td style="padding: 5px;">一 千九百四十九年八月一日以前の職制上の段階</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">八 法第四十一条並びに第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十条</td> <td style="padding: 5px;">二 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">七 法第三十七条规定の第二十一条第一項及び第八十二条において準用する第二十三条第一項</td> <td style="padding: 5px;">三 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の種類 | 職制上の段階 | 標準的な職 | 一 県立学校職員が行う職務 | 一 千九百四十九年八月一日以前の職制上の段階 | 略 | 八 法第四十一条並びに第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十条 | 二 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | 七 法第三十七条规定の第二十一条第一項及び第八十二条において準用する第二十三条第一項 | 三 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | <p style="text-align: center;">（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第二条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職務の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職制上の段階</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">一 県立学校職員が行う職務</td> <td style="padding: 5px;">一 千九百四十九年八月一日以前の職制上の段階</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">八 法第四十一条並びに第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十条</td> <td style="padding: 5px;">二 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">七 法第三十七条规定の第二十一条第一項及び第八十二条において準用する第二十三条第一項</td> <td style="padding: 5px;">三 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の種類 | 職制上の段階 | 標準的な職 | 一 県立学校職員が行う職務 | 一 千九百四十九年八月一日以前の職制上の段階 | 略 | 八 法第四十一条並びに第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十条 | 二 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | 七 法第三十七条规定の第二十一条第一項及び第八十二条において準用する第二十三条第一項 | 三 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 |
| 職務の種類 | 職制上の段階 | 標準的な職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 県立学校職員が行う職務 | 一 千九百四十九年八月一日以前の職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八 法第四十一条並びに第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十条 | 二 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 七 法第三十七条规定の第二十一条第一項及び第八十二条において準用する第二十三条第一項 | 三 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の種類 | 職制上の段階 | 標準的な職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 県立学校職員が行う職務 | 一 千九百四十九年八月一日以前の職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八 法第四十一条並びに第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十条 | 二 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 七 法第三十七条规定の第二十一条第一項及び第八十二条において準用する第二十三条第一項 | 三 千九百四十九年八月一日以後の職制上の段階 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 改 正 案 | 現 行 |
|--------------|---|---|--|
| 九 〇 十三 | 略 | <p>九〇十三条の二第一項に規定する事務長及び第三十一条の三第一項に規定する副主幹の職制上の段階による事務長及び第三十一條の七第三項に規定する事務長及び第三十一条の三第一項に規定する副主幹の職制上</p> <p>一月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。</p> <p>昭和三十一年十一月奈良県立高等學校等の管理運営に関する事務規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)による事務長及び第三十一条の三第一項に規定する副主幹の職制上</p> | <p>九〇十三条の二第一項に規定する事務長及び第三十一条の八十二条に規定する第六十一条において準用する第六十条に規定する事務員のうち、奈良県立高等学校等の管理運営に関する事務規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)による事務長及び第三十一条の三第一項に規定する副主幹の職制上</p> <p>九〇十三条の二第一項に規定する事務長及び第三十一条の八十二条に規定する第六十条に規定する事務員のうち、奈良県立高等學校等の管理運営に関する規則</p> |
| | | | |

| | | |
|--------|-------------|--------|
| | 改 正 案 | 現 行 |
| 二 略 | | 二 略 |

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------------|--|----|
| 奈良県教育委員会事務局 職員安全管理規程の一部改正 | <p>教育委員会事務局の組織改正に伴う対応及び労働安全衛生法の改正等に伴う事務局の安全管理体制の強化のため、所要の改正を行うもの。</p> <p>1 用語の定義 教育委員会の組織改正に伴い、用語の定義の変更を行う。 (第2条関係)</p> <p>2 総括安全衛生管理者の業務の追加 産業医の業務の内容等の周知を業務として加える。 (第5条関係)</p> <p>3 安全衛生推進者設置課の変更 文化財保存事務所を保健体育課に改める。 (第8条関係)</p> <p>4 産業医の職務の追加等 (1) 労働安全衛生法に規定する面接指導を職務として追加 (2) その他労働安全衛生法の改正に伴う産業医の職務規定等の整備 (第9条関係)</p> <p>5 作業主任者の廃止 文化財保存事務所の廃止に伴い、作業主任者を削除する。 (第10条関係)</p> <p>6 療養休暇の通算規定の変更 療養休暇期間の通算要件から「同一疾病」を外す。 (第26条関係)</p> <p>7 心身の状態に関する情報の取扱い 総括安全衛生管理者の職員の心身に関する情報の取扱いに関する規</p> | |

| | | |
|---|--------------------------|------------|
| | | (第29条の3関係) |
| 8 | その他 その他所要の規定の整備を行う。 | |
| 9 | 施行期日 平成31年4月1日から施行する。 | |

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年二月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

目次中「第二十九条」を「第二十九条の三」に改める。

第二条第二号中「の教育機関」の下に「（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館を除く。）」を加え、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「本庁の課、所及び出先機関」を「事務局の課及び室」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とする。

第五条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 産業医の業務の内容等の周知に関すること。

第七条第一項中「事務局」の下に「及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関」を加える。

第八条第一項中「文化財保存事務所」を「保健体育課」に改め、同条第二項中「本庁の課及び」を「事務局の課（保健体育課を除く。）及び室並びに」に改める。

第九条第一項中「事務局」の下に「及び教育機関」を、同条第二項中「事項」の下に「（以下「健康管理指導等」という。）」を加え、同項第一号中「健康診断」の下に「及び面接指導」を加え、「及びその結果」を「並びにその結果」に改め、同条第四項中「前項各号」を「第二項各号」に、「教育長又は」を「教育長若しくは」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 産業医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

5 総括安全衛生管理者は、産業医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならない。

第九条第六項の次に次の二項を加える。

7 教育長又は総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第十一条に規定する安全衛生委員会に報告しなければならない。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条第三項中「二年」を「一年」に改める。

第二十六条第二項中「同一疾病により」を削る。

第四章中第三十条の前に次の一条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第二十九条の二 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|--|--|--|--|
| 目次 | | 目次 | |
| 第一章 及び第二章 略 | | 第一章 及び第二章 略 | |
| 第二章 健康管理（第十八条 第二十九条の三） | | 第二章 健康管理（第十八条 第二十九条） | |
| 第四章 略 | | 第四章 略 | |
| 附則 | | 附則 | |
| （定義） | | （定義） | |
| 第一条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | | 第一条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | |
| 一 略 | | 一 略 | |
| 二 教育機関 奈良県教育委員会所管の学校以外の教育機関（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館を除く。）をいう。 | | 二 教育機関 奈良県教育委員会所管の学校以外の教育機関をいう。 | |
| 三 略 | | 三 略 | |
| 四 所属 事務局の課及び室並びに教育機関をいう。 | | 四 本庁 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。）第三条に規定する本庁をいう。 | |
| 五 略 | | 五 出先機関 規則第五条に規定する出先機関をいう。 | |
| （総括安全衛生管理者） | | （総括安全衛生管理者） | |
| 第五条 略 | | 第五条 略 | |
| 2 略 | | 2 略 | |
| 3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。 | | 3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。 | |
| 一 ～四 略 | | 一 ～四 略 | |
| 五 産業医の業務の内容等の周知に関すること。 | | | |
| 六 略 | | 五 略 | |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|-------------|--|--|---|
| | (衛生管理者) | | (衛生管理者) |
| 第七条 | 事務局及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に衛生管理者を置く。 | 第七条 | 事務局に衛生管理者を置く。 |
| 2及び3 | 略 | 2及び3 | 略 |
| | (安全衛生推進者等) | | (安全衛生推進者等) |
| 第八条 | 保健体育課に安全衛生推進者を置く。 | 第八条 | 文化財保存事務所に安全衛生推進者を置く。 |
| 2 | 事務局の課(保健体育課を除く。)及び室並びに教育機関に衛生推進者を置く。 | 2 | 本庁の課及び教育機関に衛生推進者を置く。 |
| 3 § 6 | 略 | 3 § 6 | 略 |
| | (産業医) | | (産業医) |
| 第九条 | 事務局及び教育機関に法第十二条に規定する産業医を置く。 | 第九条 | 事務局に法第十二条に規定する産業医を置く。 |
| 2 | 略 | 2 | 略 |
| 3 | 産業医は、次に掲げる事項(以下「健康管理指導等」という。)で、医学に関する専門的知識を必要とするものを処理するものとする。 | 3 | 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを処理するものとする。 |
| 4 | 一 健康診断及び面接指導の実施並びにその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 二 七 略 | 一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 二 七 略 | 一 七 略 |
| 5 | 産業医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。 | | |
| 6 | 総括安全衛生管理者は、産業医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理指導等を適切に行つたために必要なものを提供しなければならない。 | | |
| 7 | 産業医は、第三項各号に掲げる事項について、教育長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。 | 4 | 産業医は、前項各号に掲げる事項について、教育長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。 |

| 改 正 案 | | 現 行 |
|---|---|---------------------------------|
| 7 教育長又は総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第十一条に規定する安全衛生委員会に報告しなければならない。 | | |
| 第十条 削除 | | 第十条 法第十四条に規定する作業を行う所属に作業主任者を置く。 |
| 第十二条 (組織) 略 | 2 作業主任者は、所属長が所属職員で法及びこれに基づく命令に定める資格を有する者のうちから選任するものとする。 | |
| 3 第一項第六号の委員の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (要休業者に与える休暇) | 3 作業主任者は、法及びこれに基づく命令に定める職務を行つ。 | |
| 第二十六条 略 | 4 第八条第六項の規定は、作業主任者について準用する。 | |
| 2 要休業者としての取扱いを解除された者が、解除された日から六月以内に、再び療養休暇を与えられた場合における前項の休暇期間の計算については、前の休暇期間を通算する。 (心身の状態に関する情報の取扱い) | 第二十六条 略 | |
| 第二十九条の三 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に關し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は | 2 要休業者としての取扱いを解除された者が、解除された日から六月以内に、再び同一疾病により療養休暇を与えられた場合における前項の休暇期間の計算については、前の休暇期間を通算する。 | |

改 正 案

使用するに当たつては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を取り集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

現 行

| 訓令名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------------|--|--|
| 奈良県立高等学校等職員 安全衛生管理規程の一部改正 | 労働安全衛生法の改正等 に伴う事務局の安全衛生管理体制の強化のため、所要 の改正を行うもの。 | <p>1 総括安全衛生管理者の業務の追加 産業医の業務内容等の周知を業務として加える。 (第5条関係)</p> <p>2 健康管理医医の職務の追加等 (1) 労働安全衛生法に規定する面接指導を職務として追加 (2) その他労働安全衛生法の改正に伴う産業医の職務規定等の整備 (第8条関係)</p> <p>3 療養休暇の通算規定の変更 療養休暇期間の通算要件から「同一疾病」を外す。 (第24条関係)</p> <p>4 心身の状態に関する情報の取扱い 総括安全衛生管理者の職員の心身に関する情報の取扱いに関する規 定を新設する。 (第27条の3関係)</p> <p>5 その他 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>6 施行期日 平成31年4月1日から施行する。</p> |

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年二月奈良県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

目次中「第二十七条」を「第二十七条の三」に改める。

第五条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 健康管理医の業務の内容等の周知に関すること。

第八条第三項中「事項」の下に「（以下「健康管理指導等」という。）」を加え、同項第一号中「健康診断」の下に「及び面接指導」を加え、「及びその結果」を「並びにその結果」に改め、同条第四項中「前項各号」を「第三項各号」に、「教育長又は」を「教育長若しくは」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 健康管理医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

5 総括安全衛生管理者は、健康管理医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の健康管理医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならない。

第九条第六項の次に次の二項を加える。

7 総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第十条に規定する学校衛生委員会に報告しなければならない。

第二十四条第二項中「同一疾病により」を削る。

第四章中第二十八条の前に次の二条を加える。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第二十七条の二 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意が

ある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| 目次 | 目次 |
| 第一章 及び第二章 略 | 第一章 及び第二章 略 |
| 第二章 健康管理（第十七条 第二十七条） | 第二章 健康管理（第十七条 第二十七条） |
| （の三） | |
| 第四章 略 | 第四章 略 |
| 附則 | 附則 |
| （総括安全衛生管理者） | （総括安全衛生管理者） |
| 第五条 略 | 第五条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。 | 3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。 |
| 一～四 略 | 一～四 略 |
| 五 健康管理医の業務の内容等の周知に関すること。 | |
| 六 略 | 五 （健康管理医） |
| （健康管理医） | |
| 第八条 略 | 第八条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 健康管理医は、次に掲げる事項（以下「健康管理指導等」という。）で、医学に関する専門的知識を必要とするものを処理するものとする。 | 3 健康管理医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを処理するものとする。 |
| 一 健康診断及び面接指導の実施並びにその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 | 一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 |
| 4 二～七 略 | 二～七 略 |
| 4 健康管理医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。 | |
| 5 総括安全衛生管理者は、健康管理医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の健康管理医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならない。 | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>6 健康管理医は、第三項各号に掲げる事項について、教育長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>7 総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第十条に規定する学校衛生委員会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(要休業者に与える休暇)</p> | <p>4 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、教育長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p style="text-align: center;">(要休業者に与える休暇)</p> |
| <p>第二十四条 略</p> <p>2 要休業者としての取扱いを解除された者が、解除された日から六月以内に、再び療養休暇を与えられた場合における前項の休暇期間の計算については、前の休暇期間を通算する。</p> <p style="text-align: center;">(心身の状態に関する情報の取扱い)</p> <p>第二十七条の三 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に關し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> | <p>第二十四条 略</p> <p>2 要休業者としての取扱いを解除された者が、解除された日から六月以内に、再び同一疾病により療養休暇を与えられた場合における前項の休暇期間の計算については、前の休暇期間を通算する。</p> |

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（授与等の願い出）</p> <p>第三条 免許法第五条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願い出る者及び第五条の二第二項の規定により新教育領域の追加の定めを願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一七 略</p> | <p>（授与等の願い出）</p> <p>第三条 免許法第五条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十二項の規定により普通免許状の授与を願い出る者及び第五条の二第二項の規定により新教育領域の追加の定めを願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一七 略</p> |
| <p>（免許法による検定の願い出）</p> <p>第四条 免許法第五条第一項、第三項若しくは第六項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第二項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一十 略</p> | <p>（免許法による検定の願い出）</p> <p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第六項、第十七条、第十八条、附則第十九項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第二項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一十 略</p> |

| 規則名 | 理由 | 要旨 |
|------------------------|---|----|
| 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則 | <p>教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴う規定の整備</p> <p>教育職員免許法施行規則の一部改正の施行に伴う規定の整備</p> <p>(第3条、第4条関係)</p> <p>教育職員免許法上の科目区分が大括り化されたことに加え、教育職員免許法施行規則上の科目区分も大括り化したため、科目区分の整理を行う。</p> <p>(別表関係)</p> <p>事務処理の適正化を図るための様式の整備</p> <p>(第8号様式関係)</p> <p>施行期日</p> <p>平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p> | |

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則（昭和四十二年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改める。

第四条中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

別表一(1)中「教科に」を「領域に関する専門的事項に」に、

を

保育内容の指
導法に関する
科目又は教諭
の教育の基礎
的理解に関する
科目等

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改

教職に
科目

め、同表一(2)から(4)まで中「教科に」を「教科に関する専門的事項に」に、

| | | |
|-----|-----------------------------------|--|
| 関する | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改め、同表二中「教科」を「教科に関する専門的事項」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表三中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表三の二中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表三の二を次のように改める。 |
| 類 | 受けようとする免許状の種類 | 有することを必要とする学校の免許状 |

| 受けようとする免許状の種類 | 有することを必要とする学校の免許状 | 最低修得単位数 |
|---------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 許可する事項に | 専門的内容に関する科目的指導致する | 教科に関する教科 |
| 免許する科目に | 内法に容する科目的指導致する | 保育科の各教科 |
| 道生に | 習法及び教育相談等に関する科目的指導致する | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等 |
| 進設に | 自立が学生 | 大学 |
| | | 計 |

| | | | | |
|-----|-------------------|-----|-------------------|---|
| 許 状 | 小 学 校 教 諭 二 種 免 諭 | 許 状 | 幼 稚 園 教 諭 二 種 免 諭 | 中 学 校 教 諭 |
| ○ | 二 | 一 | ○ | ○ |
| | | | | 数 年 職 在 る す 闊 に 法 |
| | | | 三 | 目 科 る す 闊 に 法 |
| | | | 六 | 目 科 る す 闊 に 法 |
| ○ | 五 | 七 | 一 | 法 導 指 び 及 論 理 の 德 術 |
| | 一 | 一 | ○ | 法 方 び 及 論 理 の 導 指 |
| 二 | 一 | 二 | 一 | 方法 及び 理論 の む。を 含 する に 関 係 し シ ッ グ セ リ ウ シ ハ 方 相 談 |
| | | | | 法 方 び 及 論 理 の 育 教 ア リ ヤ キ び 及 導 指 路 |
| 二 | 七 | 一 | 三 | 目 科 る す 定 |
| | | | 六 | |

| 免許状 | | 教諭二種 | | 普通免許状 | | 中学校教諭 | | 普通免許状 | | 小学校教諭 | | 普通免許状 | | 中学校教諭二種免許状 | | 普通免許状 | |
|-----|---|------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|------------|---|-------|---|
| 二 | 一 | ○ | 二 | 一 | ○ | 三 | 二 | 一 | ○ | 七 | 一 | ○ | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 五 | 五 | 七 | ○ | | | | | | | | |
| 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | | | | | | | | | | | | |
| 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | | | | | | | | | | | | |
| 四 | 六 | 八 | 二 | 三 | 四 | | | | | | | | | | | | |
| 六 | 九 | 二 | 五 | 六 | 九 | 七 | 八 | 八 | 一 | 一 | 四 | 六 | 九 | | | | |

別表四及び五中「教科」を「教科に関する専門的事項」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、

教職に関する
科目

同表六中「教科に」を「教科に関する専門的事項に」に、

を

各教科の指導
法に関する科
目又は教諭の
教育の基礎的
理解に関する
科目等

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改め、

別表七及び別表八を次のように改める。

七 改正法附則第十一項に規定する単位の修得方法

| 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 | 科目の単位数 |
|---------------|------|--------------|-----------|
| | | する専門的事項に関する科 | 教科に関する専門的 |
| | | する専門的 | 教科に関する |
| 等 | 等 | の基礎的理解に関する科 | の基礎的理解する科 |

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 種免許状 | 幼稚園教諭二種免許状 | 小学校教諭二種免許状 | 幼稚園教諭二種免許状 |
| 一〇 | 一 | 一 | 一五 |
| 五 | 五 | 一五 | 一五 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 五 |

八 改正法附則第十一項に規定する単位の修得方法

| 類 | 受けようとする免許状の種 | 在職年数 | 最低修得単位数 |
|------------|--------------|------|---------|
| 小学校教諭二種免許状 | 幼稚園教諭二種免許状 | 一 | 五 |
| 五 | 五 | 五 | 五 |
| 五 | 五 | 五 | 五 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 五 |
| 五 | 五 | 五 | 五 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 五 |
| | | | 計 |

別表九中「教科」を「教科に関する専門的事項」に、「教職に関する科目」を「各教

科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表十
中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

| |
|----------|
| 教職に関する科目 |
|----------|

に改め、同表十一(1)中「教科に」を「領域に関する専門的事項に」に、

| | | | |
|---|---|----|-------------------------|
| る | を | に、 | 「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定す |
|---|---|----|-------------------------|

る」に改め、同表十一(2)及び(3)中「教科に」を「教科に関する専門的事項に」に、

| | |
|----------|--------------------|
| 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の |
|----------|--------------------|

「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改め、同表十二中「教育の基礎的理
解に関する科目等」を「教職に関する科目」に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改め、同表十二中「教科に
関する専門的事項に」に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改める。

第八号様式を次のように改める。

身体に関する証明書

| | | | |
|-----|--|------|------|
| 現住所 | | | |
| 氏名 | | 生年月日 | ・・・生 |

疾病異常

あり]

{ 具体的内容

なし

特記事項

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医院所在地及び医院名

医 師 氏 名

印

- (注) ・「疾病異常」欄は、教育職員としての勤務に支障がないと思われる場合は、「なし」を○で囲むこと。
・「特記事項」欄は、上記「疾病異常」が「あり」の場合は、教育職員としての職務遂行の可否について、医師の所見を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている証明書は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|---|-----------------------|-------------|-------------------------------|---|--|--|----------|--|--|--|--|--|-----------------|-----------------------------------|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現行 | 改正案 | 別表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 一 免許法別表第三に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 幼稚園教諭免許状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>最低修得 単位数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在職 年数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>専門的事項に 関する科目</td><td>保育内容の指導法に 関する科目又は教諭 に関する科目等</td><td>大学が独自 に設定する 科目</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | 略 | | | 在職 年数 | | | | | | 専門的事項に 関する科目 | 保育内容の指導法に 関する科目又は教諭 に関する科目等 | 大学が独自 に設定する 科目 | | | | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職 年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門的事項に 関する科目 | 保育内容の指導法に 関する科目又は教諭 に関する科目等 | 大学が独自 に設定する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 小学校教諭免許状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>最低修得 単位数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在職 年数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教科に関する 科目</td><td>教職に関する科目</td><td>教科又は教 職に関する 科目</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | 略 | | | 在職 年数 | | | | | | 教科に関する 科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教 職に関する 科目 | | | | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職 年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する 科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教 職に関する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表 | | 一 免許法別表第三に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 幼稚園教諭免許状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>最低修得 単位数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在職 年数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教科に関する 科目</td><td>教職に関する科目</td><td>教科又は教 職に関する 科目</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | 略 | | | 在職 年数 | | | | | | 教科に関する 科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教 職に関する 科目 | | | | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職 年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する 科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教 職に関する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 小学校教諭免許状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>最低修得 単位数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>在職 年数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教科に関する 科目</td><td>教職に関する科目</td><td>教科又は教 職に関する 科目</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | 略 | | | 在職 年数 | | | | | | 教科に関する 科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教 職に関する 科目 | | | | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 最低修得 単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職 年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する 科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教 職に関する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 改 行 | (3) 中学校教諭免許状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|---------------|---|---------------|------|--|------|---------|--|---------|----|--|--|--|----------|---|--|----------|------------------|
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td><td>略</td><td>受けようとする免許状の種類</td></tr> <tr> <td>在職年数</td><td></td><td>在職年数</td></tr> <tr> <td>最低修得単位数</td><td></td><td>最低修得単位数</td></tr> <tr> <td>科目</td><td>教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等</td><td>教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等</td></tr> <tr> <td></td><td>教職に関する科目</td><td>各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等</td></tr> <tr> <td></td><td>教職に関する科目</td><td>大学が独自に設定する 科目</td></tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 略 | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | | 在職年数 | 最低修得単位数 | | 最低修得単位数 | 科目 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | 教職に関する科目 | 大学が独自に設定する 科目 |
| 受けようとする免許状の種類 | 略 | 受けようとする免許状の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職年数 | | 在職年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低修得単位数 | | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 大学が独自に設定する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td><td>略</td><td>受けようとする免許状の種類</td></tr> <tr> <td>在職年数</td><td></td><td>在職年数</td></tr> <tr> <td>最低修得単位数</td><td></td><td>最低修得単位数</td></tr> <tr> <td>科目</td><td>教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等</td><td>教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等</td></tr> <tr> <td></td><td>教職に関する科目</td><td>各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等</td></tr> <tr> <td></td><td>教職に関する科目</td><td>大学が独自に設定する 科目</td></tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 略 | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | | 在職年数 | 最低修得単位数 | | 最低修得単位数 | 科目 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | 教職に関する科目 | 大学が独自に設定する 科目 |
| 受けようとする免許状の種類 | 略 | 受けようとする免許状の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職年数 | | 在職年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低修得単位数 | | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 大学が独自に設定する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td><td>略</td><td>受けようとする免許状の種類</td></tr> <tr> <td>在職年数</td><td></td><td>在職年数</td></tr> <tr> <td>最低修得単位数</td><td></td><td>最低修得単位数</td></tr> <tr> <td>科目</td><td>教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等</td><td>教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等</td></tr> <tr> <td></td><td>教職に関する科目</td><td>各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等</td></tr> <tr> <td></td><td>教職に関する科目</td><td>大学が独自に設定する 科目</td></tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 略 | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | | 在職年数 | 最低修得単位数 | | 最低修得単位数 | 科目 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | 教職に関する科目 | 大学が独自に設定する 科目 |
| 受けようとする免許状の種類 | 略 | 受けようとする免許状の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職年数 | | 在職年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低修得単位数 | | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | 教科に関する 専門的事項に関する 教科に関する 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 各教科の指導法に関する 教科又は教諭の 教育の基礎的理解に関する 教科等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 大学が独自に設定する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|---|---|--------------|---------|---|--|---|--|--|------------------------------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | |
| | | (4) 高等学校教諭免許状 | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td> <td>在職 年数</td> <td>最低修得単位数</td> <td colspan="2">最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | 略 | | | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等 | 大学が独自に設定する科目 |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | | | | | | | | |
| 略 | | | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等 | 大学が独自に設定する科目 | | | | | | | | |
| | 二 | 免許法別表第五に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td> <td>在職 年数</td> <td>最低修得単位数</td> <td colspan="2">最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等</td> <td>計</td> </tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | 略 | | | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等 | 計 |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | | | | | | | | |
| 略 | | | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等 | 計 | | | | | | | | |
| | | (4) 高等学校教諭免許状 | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td> <td>在職 年数</td> <td>最低修得単位数</td> <td colspan="2">最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | 略 | | | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | | | | | | | | |
| 略 | | | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | | | | | | | | |
| | 二 | 免許法別表第五に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようとする免許状の種類</td> <td>在職 年数</td> <td>最低修得単位数</td> <td colspan="2">最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td>教職に関する科目</td> <td>計</td> </tr> </table> | 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | 略 | | | 教職に関する科目 | 計 |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 教科に関する専門的事項に関する科目 | | | | | | | | | |
| 略 | | | 教職に関する科目 | 計 | | | | | | | | |

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | |
|--|------|------------|------|---------|---|--|---------------|------|---------|
| | | | | | | | | | |
| 三 免許法別表第六に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 |
| 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 |
| 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 三の二 免許法別表第六の一に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 |
| 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 三 免許法別表第六に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 |
| 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 三の二 免許法別表第六の一に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 |
| 受けようとする免許状 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |
| 受けようとする免許状の種類 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | |

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--|-------------------------|-----|-----|-----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|------|------|------|--|-----|-----|-----|-----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|------|------|------|
| | | <table border="1"> <tr> <td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td></tr> <tr> <td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td></tr> <tr> <td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td></tr> <tr> <td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td></tr> <tr> <td>する科目</td><td>する科目</td><td>する科目</td><td>する科目</td></tr> </table> | の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | <table border="1"> <tr> <td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | |
| の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三)二 免許法施行規則第十八条の一の表備考第四号に規定する単位の修得方法 | 三)二 免許法施行規則第十八条の一の表備考第四号に規定する単位の修得方法 | <table border="1"> <tr> <td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td></tr> <tr> <td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td></tr> <tr> <td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td></tr> <tr> <td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td></tr> <tr> <td>する科目</td><td>する科目</td><td>する科目</td><td>する科目</td></tr> </table> | の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | <table border="1"> <tr> <td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td><td>の種類</td></tr> <tr> <td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td><td>受けよ うとす る免許 状況</td></tr> <tr> <td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td><td>する学 科の免 許する</td></tr> <tr> <td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td><td>在職する する科目</td></tr> <tr> <td>する科目</td><td>する科目</td><td>する科目</td><td>する科目</td></tr> </table> | の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | する科目 |
| の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| の種類 | の種類 | の種類 | の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | 受けよ うとす る免許 状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | する学 科の免 許する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | 在職する する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| する科目 | する科目 | する科目 | する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | |
|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|------------|-------------------|------------------------------------|
| 状 種 教 諭 免 許 | 小 学 校 | 状 種 教 諭 免 許 | 幼 稚 園 | 状 種 教 諭 免 許 | 小 学 校 | 状 種 教 諭 免 許 | 幼 稚 園 |
| 二 | 一 ○ | 二 一 ○ | 一 ○ | 一 ○ | 一 ○ | 一 ○ | 一 ○ |
| 五 | 七 十 五 | 七 七 | 十 | 法 の 指 導 | 法 の 指 導 | 法 の 指 導 | 法 の 指 導 |
| 一 | 二 | 一 二 | 一 | 三 | 六 | 導 法 の 指 導 | 法 の 指 導 |
| 六 | 九 十 二 | 七 七 | 十 三 | 三 | 六 | 目 関 す る 科 | 法 に 關 す る 基 礎 知 識 を 合 む の の 理 論 |

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---|---|--|---|
| | | | |
| 許 状 | 許 状 | 一 校 教 諭 學 高 等 學 校 | 狀 種 免 許 |
| く。 状 状 種 免 許 状 を 除 く。 ° | く。 状 状 種 免 許 状 を 除 く。 ° | 運 免 許 二 教 諭 普 通 學 中 學 校 | 狀 種 免 許 |
| 二 | 二 | 〇 二 | 許 狀 種 免 許 |
| 一 | 一 | 一 〇 二 | 普通 免 許 教 諭 學 高 等 學 校 |
| 一 | 一 | 一 二 | 狀 種 免 許 |
| 四 | 四 | 六 八 二 三 四 | 狀 種 免 許 |
| 六 | 六 | 九 五 六 九 七 八 二 | 狀 種 免 許 |

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------------------------------|--|--|-------------------|-----------------------------------|------|---------|---|--|--|--|-------------------|-----------------------------------|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 四 免許法附則第五項に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>免許法附則第五項の表の番号</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> </tr> </tbody> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第五項の表の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> </tr> </table> | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | | | | 計 |
| 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第五項の表の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> </tr> </table> | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 五 免許法附則第九項に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>免許法附則第九項の表第二欄の番号</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> </tr> </tbody> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第九項の表第二欄の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> </tr> </table> | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | | | | 計 |
| 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第九項の表第二欄の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> </tr> </table> | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 四 免許法附則第五項に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>免許法附則第五項の表の番号</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> </tr> </tbody> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第五項の表の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> </tr> </table> | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | 計 |
| 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第五項の表の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> </tr> </table> | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 五 免許法附則第九項に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>免許法附則第九項の表第二欄の番号</th> <th>在職年数</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> </tr> </tbody> </table> | | 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第九項の表第二欄の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> </tr> </table> | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | 計 |
| 受けようとする免許状の種類 | 免許法附則第九項の表第二欄の番号 | 在職年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> </tr> </table> | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | | | | | | | | | |
| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | 改 正 | | 案 | |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | | | | |
| 七 | 改正法附則第八項に規定する単位の修得方法 | 略 | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的単位数 |
| | | | | | |
| 七 | 改正法附則第十一項に規定する単位の修得方法 | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 最低 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的単位数 | |
| | | | | | |
| 六 | 改正法附則第八項に規定する単位の修得方法 | 略 | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的単位数 |
| | | | | | |
| 七 | 改正法附則第十一項に規定する単位の修得方法 | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 最低 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的単位数 | |
| | | | | | |

| 現行 | | 改正案 | |
|-------|-------|-------|-----------------------|
| | | | |
| 二種免許状 | 中学校教諭 | 二種免許状 | する免許状の種類 |
| 三 | 三 | 三 | 年数 |
| 一五 | 一五 | 一五 | 修得単位数 |
| 一〇 | 五 | 五 | 位数 |
| | | | 教科に関する科目 |
| | | | 教職に関する科目 |
| | 五 | 五 | 理解に関する科目等 |
| | | | 解に関する科目等 |
| | | | 各教科の指導法に関する科目又は |
| | | | 保育内容の教諭の基礎的教育に関する科目又は |
| | | | 指導法に関する教諭の基礎的教育 |
| | | | 各教科の指導法に関する科目 |

| | | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|--|-----------------------|----------|-----------------------|----------|----------------------------------|---|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| 九 | 改正法附則第十三項に規定する単位の修得方法 | 八 改正法附則第十二項に規定する単位の修得方法 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようと する免許状 の種類</th> <th>年数 在職</th> <th>受けようと する免許状 の種類</th> <th>年数 在職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭</td> <td>一</td> <td>二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> </tr> <tr> <td>一〇</td> <td>一〇</td> <td>一〇</td> <td>一〇</td> </tr> </tbody> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五 | 五 | 五 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五 | 五 | 五 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 九 | 改正法附則第十三項に規定する単位の修得方法 | 八 改正法附則第十二項に規定する単位の修得方法 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようと する免許状 の種類</th> <th>年数 在職</th> <th>受けようと する免許状 の種類</th> <th>年数 在職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭</td> <td>一</td> <td>二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> <td>五</td> </tr> <tr> <td>一〇</td> <td>一〇</td> <td>一〇</td> <td>一〇</td> </tr> </tbody> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | 受けようと する免許状 の種類 | 年数 在職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | 二種免許状 幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 | 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五 | 五 | 五 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五 | 五 | 五 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------|---|-------------------------------|-----------------------|----------|---------|-------------------------------|---|--|--|--|
| 十 改正法附則第十八項に規定する単位の修得方法 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようと する免許状 の種類</th><th>在職 年数</th><th>最低修得単位数</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 十 改正法附則第十八項に規定する単位の修得方法 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようと する免許状 の種類</th><th>在職 年数</th><th>最低修得単位数</th><th>最低修得単位数に含まれなければならない科目的 单位数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 单位数 | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数に含まれなければならない科目的 单位数 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 十 改正法附則第十八項に規定する単位の修得方法 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようと する免許状 の種類</th><th>在職 年数</th><th>最低修得単位数</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 十 改正法附則第十八項に規定する単位の修得方法 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようと する免許状 の種類</th><th>在職 年数</th><th>最低修得単位数</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修得単位数 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----|--------------|--|
| | | |
| 現 行 | 改 正 案 | |
| | | |
| | (1) 幼稚園教諭免許状 | |
| | | |
| | (2) 小学校教諭免許状 | |
| | | |
| | (1) 幼稚園教諭免許状 | |
| | | |
| | (2) 小学校教諭免許状 | |
| | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 略 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

十一 免許法施行規則第十二条の表備考第二号に規定する単位の修得方法

(1) 幼稚園教諭免許状

| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 |
|-----------------------|----------|-----------------|------------------------------|
| 略 | | | |

(2) 小学校教諭免許状

| | | | |
|---|--|--|--|
| 略 | | | |
|---|--|--|--|

十一 免許法施行規則第十二条の表備考第二号に規定する単位の修得方法

(1) 幼稚園教諭免許状

| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目の 単位数 |
|-----------------------|----------|-----------------|------------------------------|
| 略 | | | |

(2) 小学校教諭免許状

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--|--|--------------------------------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 受けようと する免許状 の種類 | 受けようと する免許状 の種類 | 受けようと する免許状 の種類 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 在職年数 | 在職年数 | 在職年数 | 在職年数 |
| 最低修得単位数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数 |
| 最低修得単位数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数 |
| 目 教科に関する科 教職に関する科 教科又は教職 に関する科目 | 目 教科に関する科 教職に関する科 教科又は教職 に関する科目 | 目 教科に関する専 門的事項に関する 科目 | 目 教科に関する専 門的事項に関する 科目 |
| 目 各教科の指導法 に関する科目又 は教諭の教育の 基礎的理解に関 する科目等 | 目 各教科の指導法 に関する科目又 は教諭の教育の 基礎的理解に関 する科目等 | 目 教科に関する専 門的事項に関する 科目 | 目 各教科の指導法 に関する科目又 は教諭の教育の 基礎的理解に関 する科目等 |
| 大学が独自に 設定する科目 | 大学が独自に 設定する科目 | 大学が独自に 設定する科目 | 大学が独自に 設定する科目 |
| (3) 中学校及び高等学校教諭免許状 | (3) 中学校及び高等学校教諭免許状 | (3) 中学校及び高等学校教諭免許状 | (3) 中学校及び高等学校教諭免許状 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------|--|------------------------------|----------|-----------------|------------------------------|---|--|--|--|
| | | | | | | | | | | |
| 現 行 | 改 正 案 | 十二 免許法施行規則第十七条第一項の表備考に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>在職 年数</td><td>最低修 得単位 数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| | | 十三 免許法施行規則附則第三十八項に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>在職 年数</td><td>最低修 得単位 数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| | | 十二 免許法施行規則第十七条第一項の表備考に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>受けようと する免許状 の種類</td><td>在職 年数</td><td>最低修 得単位 数</td><td>最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 | 略 | | | |
| 受けようと する免許状 の種類 | 在職 年数 | 最低修 得単位 数 | 最低修得単位数に含まれなければならぬ科目的 単位数 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| | | 十三 免許法施行規則附則第三十八項に規定する単位の修得方法 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|--------------|------|---|--|--|---|--------------------------|--------------|------|---|--|--|---------|-------------|-------------|----|------------------------|------------------------|--|---------------|---------------|--|--|--|-----|-----|-----|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>受けよ うとす る免許 の種類</td><td>看護師養成施設の修業年度</td><td>在職年数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けよ うとす る免許 の種類 | 看護師養成施設の修業年度 | 在職年数 | 略 | | | <table border="1"> <tr> <td>受けよ うとす る免許 の種類</td><td>看護師養成施設の修業年度</td><td>在職年数</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>数 得 単 位</td><td>最 低 修 得 单 位</td><td>最 低 修 得 单 位</td></tr> <tr> <td>科目</td><td>教科に関する 教職に関する 科目</td><td>教科に関する 教職に関する 科目</td></tr> <tr> <td></td><td>い 科 目 の 单 位 数</td><td>い 科 目 の 单 位 数</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>類 状</td><td>類 状</td><td>類 状</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 受けよ うとす る免許 の種類 | 看護師養成施設の修業年度 | 在職年数 | 略 | | | 数 得 単 位 | 最 低 修 得 单 位 | 最 低 修 得 单 位 | 科目 | 教科に関する 教職に関する 科目 | 教科に関する 教職に関する 科目 | | い 科 目 の 单 位 数 | い 科 目 の 单 位 数 | | | | 類 状 | 類 状 | 類 状 | | | |
| 受けよ うとす る免許 の種類 | 看護師養成施設の修業年度 | 在職年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受けよ うとす る免許 の種類 | 看護師養成施設の修業年度 | 在職年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数 得 単 位 | 最 低 修 得 单 位 | 最 低 修 得 单 位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 教科に関する 教職に関する 科目 | 教科に関する 教職に関する 科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | い 科 目 の 单 位 数 | い 科 目 の 单 位 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 類 状 | 類 状 | 類 状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|----------|--------------|-------------------------|--------------|------------|--------------|----------|--------------|------|-----|--------|--|--|--|------|--|--|--|----------------|--|--|--|
| 現 行 | | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8号様式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">身体に関する証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">現住所</td> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>生年月日</td> <td>・ 生</td> </tr> </table> | | | | 現住所 | 氏名 | | | | | 生年月日 | ・ 生 | | | | | | | | | | | | |
| 現住所 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生年月日 | ・ 生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">身体に関する証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">現住所</td> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>生年月日</td> <td>・ 生</td> </tr> </table> | | | | 現住所 | 氏名 | | | | | 生年月日 | ・ 生 | | | | | | | | | | | | |
| 現住所 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生年月日 | ・ 生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">身長 cm</td> <td>視力 右 左</td> <td style="width: 50%;">胸囲 cm</td> <td>矯正 右 左</td> </tr> <tr> <td>体重 kg</td> <td>聽力 右 左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">疾病異常検査</td> </tr> <tr> <td colspan="4">栄養状態</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり相違ありません。</td> </tr> </table> | | | | 身長 cm | 視力 右 左 | 胸囲 cm | 矯正 右 左 | 体重 kg | 聽力 右 左 | | | 疾病異常検査 | | | | 栄養状態 | | | | 上記のとおり相違ありません。 | | | |
| 身長 cm | 視力 右 左 | 胸囲 cm | 矯正 右 左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体重 kg | 聽力 右 左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 疾病異常検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄養状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">上記のとおり相違ありません。 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">医師氏名 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">医院所在地及び医院名</td> </tr> </table> | | | | 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 | 医師氏名 印 | 医院所在地及び医院名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 | 医師氏名 印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医院所在地及び医院名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 「疾病異常」欄は、教育職員としての勤務に支障がないと思われる場合、「なし」を○で囲むこと。
 「特記事項」欄は、上記「疾病異常」が「あり」の場合は、教育職員としての職務遂行の可否について、医師の所見を記入すること。